

第 3 期木城町地域福祉計画

(地域福祉計画及び地域福祉活動計画)

令和 7 ～ 11 年度

～ みんなで創る みんなで支え合う 笑顔あふれるまち ～



令和 7 年 3 月
木城町福祉保健課
木城町社会福祉協議会



ごあいさつ



本町では、地域福祉活動を推進する計画として、令和元年度にこれまでの「木城町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しを行い、「第2期木城町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民の方々や社会福祉法人、ボランティア、行政等の様々な機関・団体が協働し、支え合い、助け合える社会を築いていくため、住民のニーズに即した地域福祉活動に取り組んでまいりました。

しかし、急速に進む少子高齢化や核家族化、地域社会の希薄化が進み社会情勢が大きく変化している中、相互扶助機能の低下による社会的孤立世帯の増加、介護サービス事業等の地域支援、生活困窮者支援やこどもの貧困の解消に向けた対策等、ますます複雑・多様化している新たな地域の福祉ニーズを踏まえ、これまでの計画を継承し更に様々な地域福祉の課題解決に向けて令和7年から11年までの5年間を計画期間とした「第3期木城町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、福祉の課題を地域全体で継続して取り組んでいく必要があることから、第2期計画で掲げた基本理念である「みんなで創る みんなで支え合う 笑顔あふれるまち」を踏襲し、町、町社協、住民の皆さま及びその他様々な機関・団体の皆様と協働して、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、一人ひとりの暮らしを「我が事」としてみんなで支え合い・助け合い、そして、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現を目指した重点施策を設定しております。

今後は、住民の皆さま及び事業者の方々とより一層の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいりたいと思いますので、今後とも、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見や御提言をくださいました木城町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員の方々をはじめ、御協力いただきました町民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

木城町長 半渡 英俊

目 次

第1章 総論	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 「地域福祉」とは	2
3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	2
4. 社会状況の変化と社会福祉法の改正	3
（1）社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）	3
（2）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	3
（3）再犯の防止等の推進に関する法律の施行	3
5. 計画の位置づけ	4
（1）地域福祉計画（市町村が策定する行政計画）	4
（2）地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）	4
（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	5
6. 計画の期間	5
7. 計画策定の体制	6
第2章 木城町の現状	7
1. 地域福祉を取り巻く現状	7
（1）人口推移と推計	7
（2）年齢階層別人口の推移と推計	8
（3）世帯数と1世帯当たりの人員	9
（4）出生数と出生率	9
2. 地域で支援を必要とする人の現状	10
（1）高齢者を取り巻く現状	10
（2）障がい者数の推移	11
（3）生活保護受給者を取り巻く現状	11
（4）生活困窮者の相談数	12
3. 町内施設の状況	12
（1）老人福祉・保健施設	12
（2）障がい児福祉施設・児童福祉施設	13
（3）障がい者支援施設	13
4. 地域活動の状況	13
（1）老人クラブ（さんさんクラブ）の状況	13
（2）町社協の状況	14

(3) 民生委員・児童委員の状況.....	16
5. その他、様々な団体の活動の状況.....	16
6. 第2期計画の事業評価	18
(1) 全体評価.....	18
(2) 目標別事業評価	20
第3章 アンケート調査の概要.....	27
1. アンケート調査概要	27
(1) 令和6年度「木城町」地域福祉に関するアンケート調査実施概要	27
(2) 調査結果（抜粋）	28
2. 第2期計画の評価及び調査結果からの現状と課題.....	36
(1) 第2期計画最終評価	36
(2) アンケート調査結果.....	37
第4章 計画の基本方針.....	39
1. 計画の基本理念	39
2. 重点施策	40
(1) 総合的な相談支援体制の整備.....	40
(2) 地域支え合い体制づくりの推進.....	40
(3) 社会参加と自立支援の推進	41
(4) 災害時における要配慮者支援体制の整備	41
3. 地域福祉における地域の考え方	42
4. 安心・安全のネットワークづくり.....	42
5. 基本目標	43
6. 施策体系	44
第5章 計画の柱の展開	45
基本目標1 人づくり・意識づくり（主体的に参加する人づくり）	45
基本目標2 地域住民による地域支え合いの推進（連携・ネットワークの仕組みづくり）	47
基本目標3 連携による新しいサービス（誰もが地域で安全・快適に暮らすための豊かな人間関係のある町づくり）	49
基本目標4 関係機関の一層の連携によるセーフティーネット（権利の尊重）	51
基本目標5 生活基盤の充実（福祉の生活環境づくり）	53

第6章 成年後見制度利用促進計画	55
1. 策定の背景	55
2. 計画の位置づけ	55
3. 成年後見制度とは	55
(1) 法定後見制度	56
(2) 任意後見制度	56
4. 町長申立てについて	56
5. 本町の現状	57
(1) 成年後見制度「町長申立て」件数の推移	57
(2) 成年後見制度の利用者の推移	57
(3) 全国の認知症高齢者の推計	57
6. 成年後見制度の利用促進	58
(1) 利用者に寄り添った制度の運用	58
(2) 地域で支える体制づくり	58
(3) 制度利用促進の周知・啓発	59
第7章 再犯防止推進計画	61
1. 計画策定の趣旨	61
2. 計画の法的根拠と位置づけ	61
(1) 計画の法的根拠	61
(2) 計画の位置づけ	61
3. 主な取組	62
(1) 保護司、更生保護女性会との連携	62
(2) 社会を明るくする運動	62
(3) 生活困窮者自立支援	62
(4) 学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止	62
(5) 保健医療・福祉サービスの利用推進	62
(6) 薬物の乱用防止	62
第8章 計画の推進	65
1. 協働による計画の推進	65
(1) 町民の役割	65
(2) 福祉サービス事業者等の役割	65

(3) 町社協の役割	65
(4) 町の役割	65
2. P D C Aサイクルによる評価実施.....	66
3. 計画の普及・啓発活動	66
4. 連携体制の強化	66
5. 推進体制の強化	66
資料編	67
1. 木城町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	67
2. 木城町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	69

第 1 章 総 論

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

わたしたちは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経験し、新興感染症対策のため新しい生活様式を行うことで、人との接触やかかわり方が見直され制限されていました。

そして、少子高齢化の進行や雇用環境、ライフスタイルの変化等を背景として、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題が顕在化し、家庭や地域での相互扶助機能が低下しています。

わが国では、かつて地縁・血縁・社縁と呼ばれる地域住民のつながりがありました。

そして現在、少子高齢化や人口減少が進んでいる中、社会構造の変化、家族構成の変化や世帯小規模化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化に至るまで、地域社会は大きく変動していく中、社会とのかかわりを避け孤立して生活している人が増加するとともに、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域共生社会^{※1}の実現を目指すこととしています。

また、SDGs^{※2}達成のための国の取組も進められており、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービス（フォーマルサービス^{※3}）と、住民主体の地域福祉活動（インフォーマルサービス^{※4}）が垣根を越えて連携していくことが求められています。

本町では、令和6年度末に「第2期木城町地域福祉計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下第2期計画という。）の計画期間が終了することから、社会経済環境の変化や社会福祉法の改正等国や宮崎県の動向を踏まえるとともに、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取組を一層推進していくため、町と町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）で「第3期木城町地域福祉計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「第3期計画」という。）を一体的に策定します。

※1 **地域共生社会**：人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、互いに支え合いながら、地域を共に創っていくことのできる社会です。

※2 **SDGs**：2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った国際目標です。

※3 **フォーマルサービス**：介護保険等、制度による適用がなされる支援をいいます。

※4 **インフォーマルサービス**：介護保険等制度が適用されない支援をいいます。また、家族や地域の方が行う支援もこのサービスとなります。

2. 「地域福祉」とは

わたしたちの住む地域には、高齢者、障がいのある人、こども、働きながら子育てや家族の介護に悩んでいる人、性的少数者、外国人等多様な人々が住んでいます。このように、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”高齢になっても、障がいがあっても、“地域の中で”その人らしい生活を送れるよう、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、町、町社協等が協働し、支え合い、助け合う共生社会を築いていくことで「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

昨今、少子高齢化の進行や個人の生活様式の多様化にともなう福祉ニーズの増大等、私たちを取り巻く福祉環境は大幅に変化しています。こうした背景の中、私たちは、「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの役割をさらに理解し、地域に住む人たちが福祉の受け手となるだけでなく、これからは福祉の担い手になることが期待されています。

地域の中で支え合い、助け合いながら、誰もが安心して生活できるようにするためには、生活上の問題や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したり気づかたりするといった身近なところからはじめ、住民一人ひとりの幸福な暮らしをみんなで支えていくことが大切です。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能でよりよい世界を目指すために17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、町民一人ひとりが「我が事」として「丸ごと」つながることで、主体的に取り組み、それを地域全体で支える「地域共生社会」の実現を目指す本計画の目指すべき姿と一致するものです。本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体等と連携のもと町民の最善の利益が実現される社会を目指します。



4. 社会状況の変化と社会福祉法の改正

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）

近年、地域福祉に関わる様々な関係法令の見直しが行われており、国においては、平成 29 年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

また、市町村は令和 3 年 4 月から、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等があることにより財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと等が規定されています。

5. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画（市町村が策定する行政計画）

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、本町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画です。なお、同法第109条に規定されている町社協の「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定するものです。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」の内容を含みます。

本計画は、木城町総合計画を上位計画とし、高齢者、障がいのある人、児童等の対象ごとに分野別の計画である「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」を内含し、地域福祉の視点から総合化したもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から住民の生活支援をめざす基本計画です。

さらに、防災、交通、教育、消費生活等の他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）

わたしたちの住む地域には、高齢者、障がいのある人、こども、働きながら子育てや家族の介護に悩んでいる人、性的少数者、外国人等多様な人々が住んでいます。

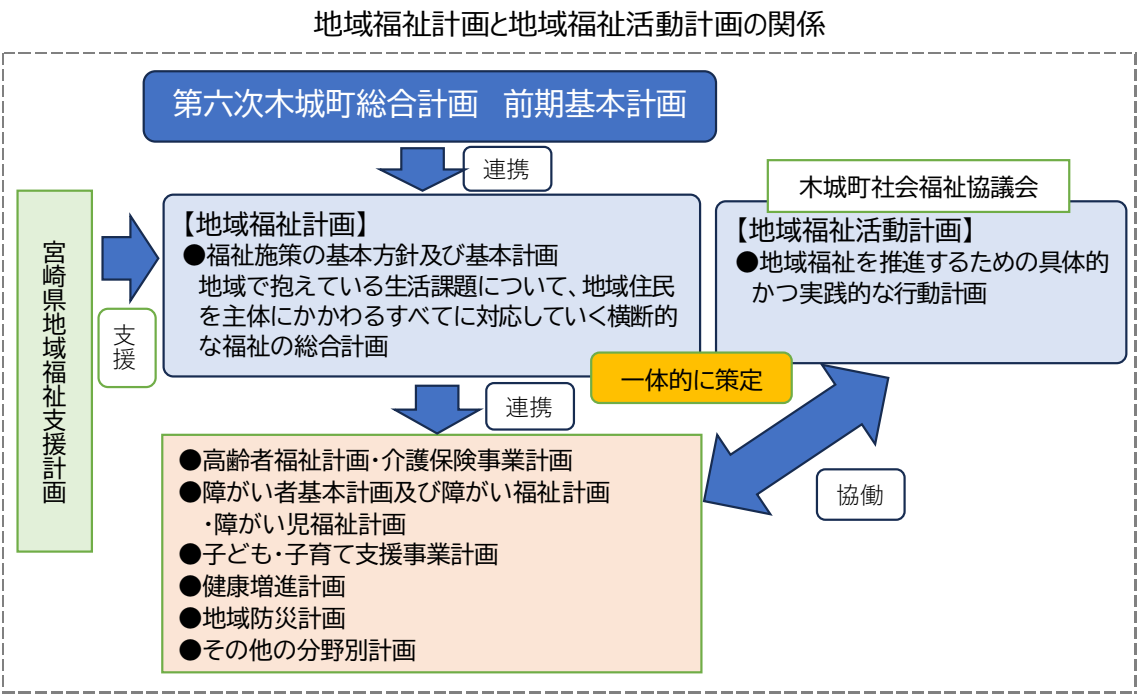
「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”高齢になっても、障がいがあっても、“地域の中で”その人らしい生活を送れるよう、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、町、町社協等が協働し、支え合い、助け合う共生社会を築いていくことで「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

昨今、少子高齢化の進行や個人の生活様式の多様化にともなう福祉ニーズの増大等、わたしたちを取り巻く福祉環境は大幅に変化しています。こうした背景の中、地域に住む人たちが福祉の受け手となるだけでなく、これからは福祉の担い手になることが期待されています。地域の中で支え合い、助け合いながら、誰もが安心して生活できるようにするためには、生活上の問題や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したり気づかたりするといった身近なところから始め、住民一人ひとりの幸福な暮らしをみんなで支えていくことが大切です。

（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、町が策定する行政計画です。「第六次木城町総合計画」の下位計画として位置づけられる他、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画を横断的につなぐ計画となっており、福祉以外の様々な分野についても関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らす全ての町民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。



6. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。ただし、社会の情勢の変化等により、必要に応じて見直しを検討します。

計画の期間						
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前期計画	第3期木城町地域福祉計画・木城町地域福祉活動計画					次期計画
見直し					見直し	

7. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者といった分野を超えて地域福祉を推進するため、住民代表、福祉関係者、有識者等による「木城町地域福祉計画及び木城町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

第 2 章 木城町の現状

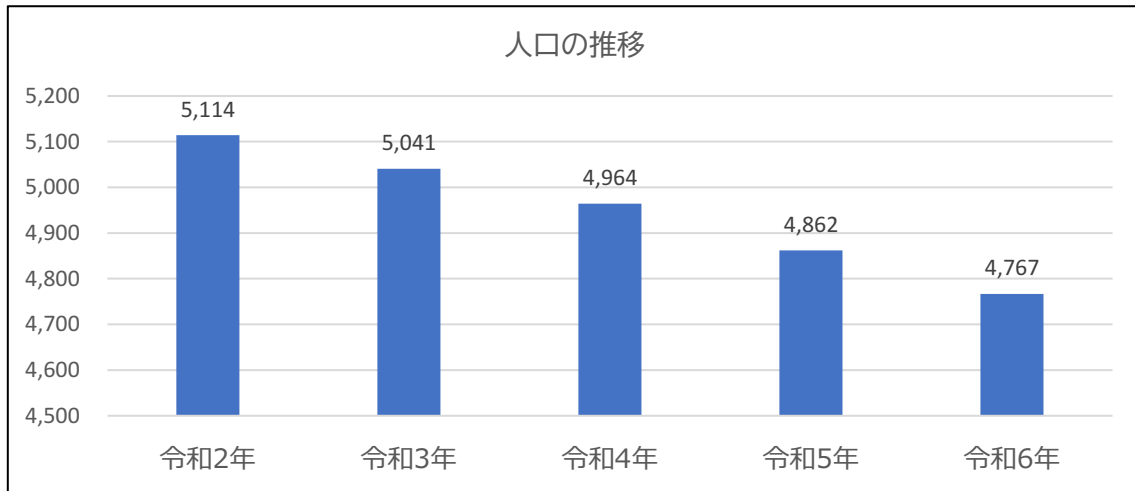
第2章 木城町の現状

1. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口推移と推計

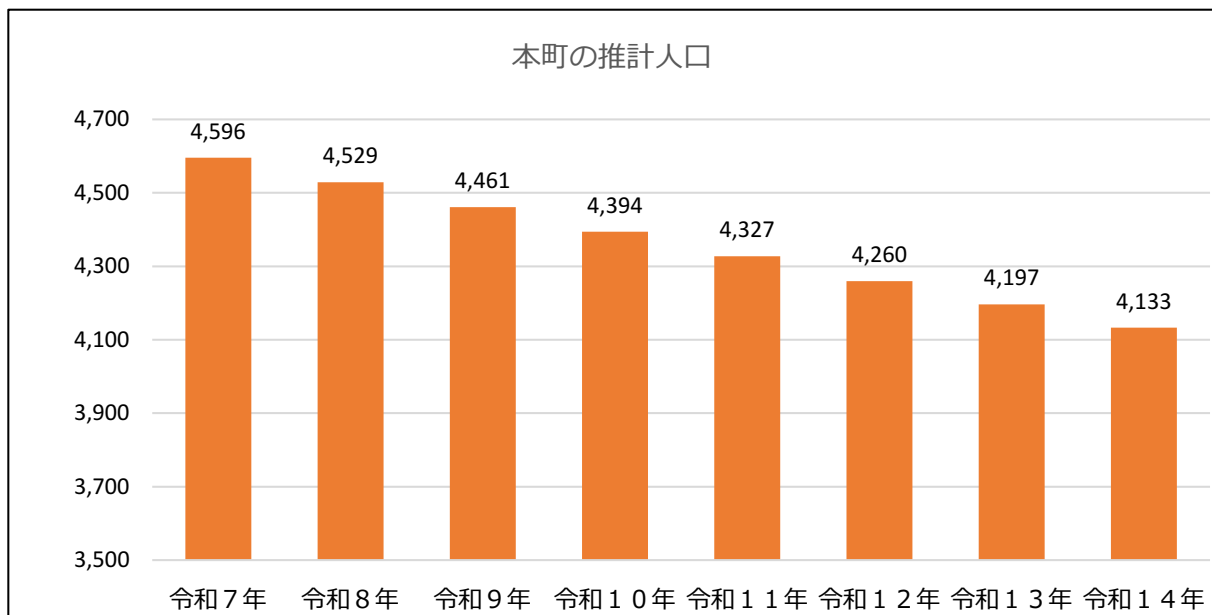
本町における令和6年4月1現在の人口は、4,767人で減少傾向が続き、令和2年度から347人減少しています。今後も減少していくと推測されています。

(単位：人)



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(単位：人)



出典：国立社会保障・人口問題研究所令和2（2020）年国勢調査に基づいたコーホート変化率法※推計

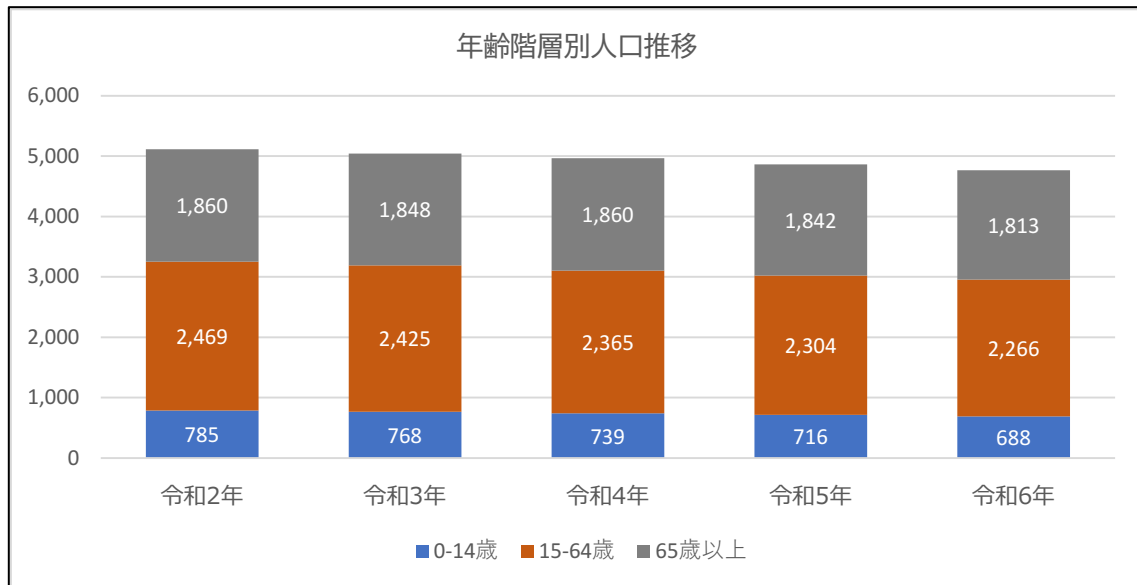
※コーホート変化率法：基準年から過去5年間の男女・年齢別の人口からコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率を基に、大きな災害等による人口の減少等将来にわたって維持されるものと仮定して将来人口を推計する方法です。

(2) 年齢階層別人口の推移と推計

年齢階層別の人口をみると、年少人口（0-14 歳）と生産年齢人口（15-64 歳）は、令和 2 年度から減少傾向にあり、高齢人口（65 歳以上）は、令和 4 年度から減少傾向にあります。

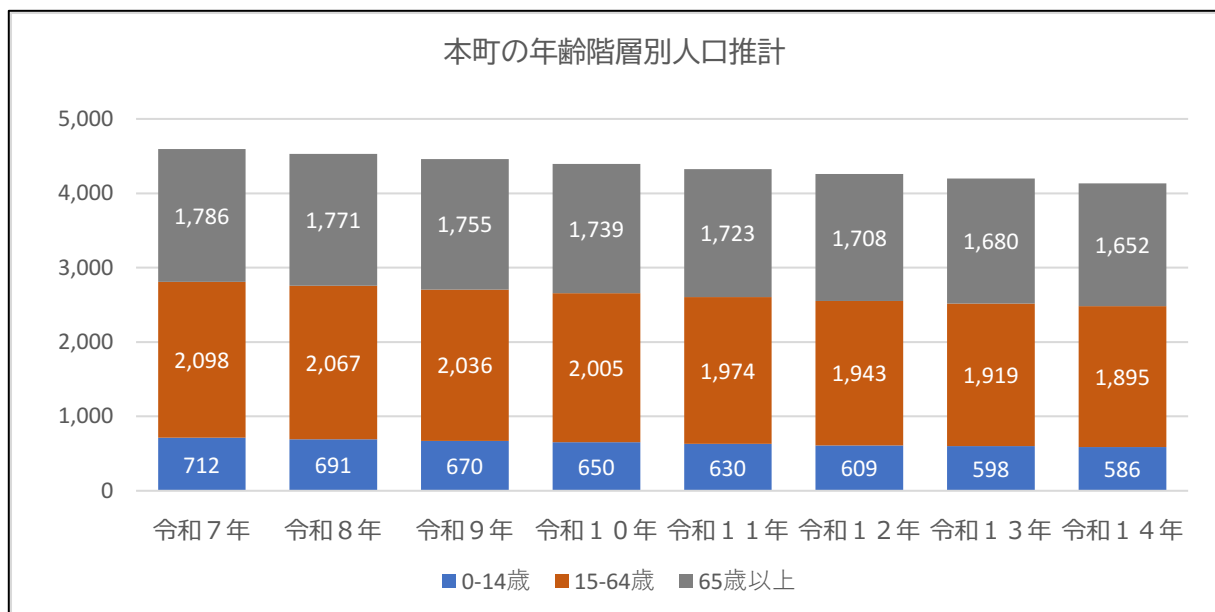
年齢階層別の人口推計では、今後各階層とも減少すると推測されています。

(単位：人)



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(単位：人)

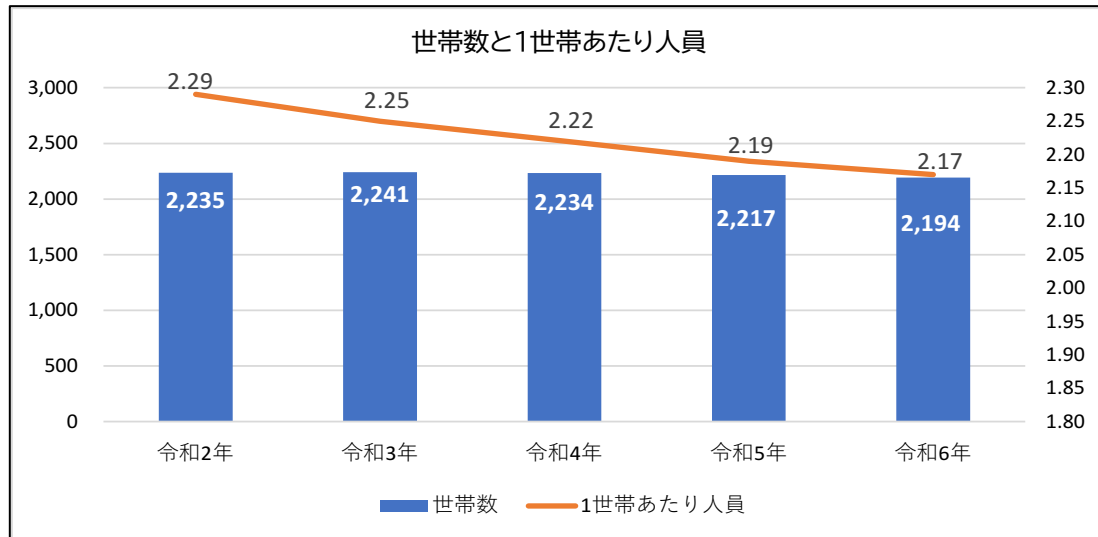


出典：国立社会保障・人口問題研究所令和2（2020）年国勢調査に基づいたコーホート変化率法推計

（３）世帯数と１世帯当たりの人員

世帯数は、令和３年度をピークに減少傾向にあり、令和６年度では2,172世帯に減少しています。
また、１世帯あたりの人員は2.29人から2.17人と、この５年間で核家族世帯も進行しています。

（単位：世帯、人）

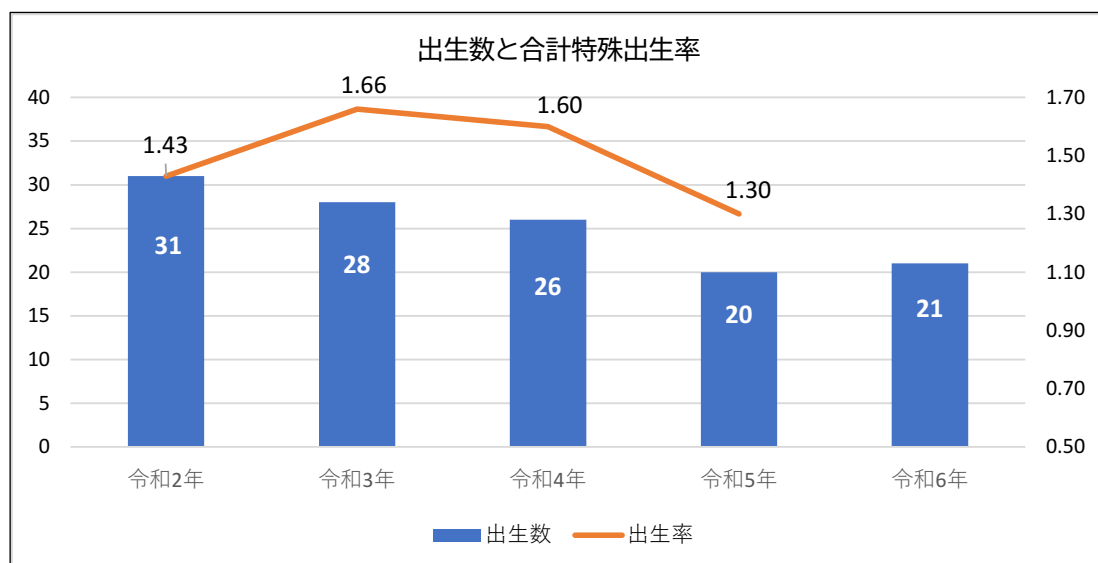


出典：住民基本台帳人口（各年度４月１日現在）

（４）出生数と出生率

本町における令和２年度から令和６年度の出生数をみると、減少傾向で推移しています。
合計特殊出生率は、令和３年度1.66%と高くなったものの、以降減少傾向にあります。

（単位：人、%）



出典：住民基本台帳人口（各年度３月３１日現在）

令和６年度は１月３１日現在

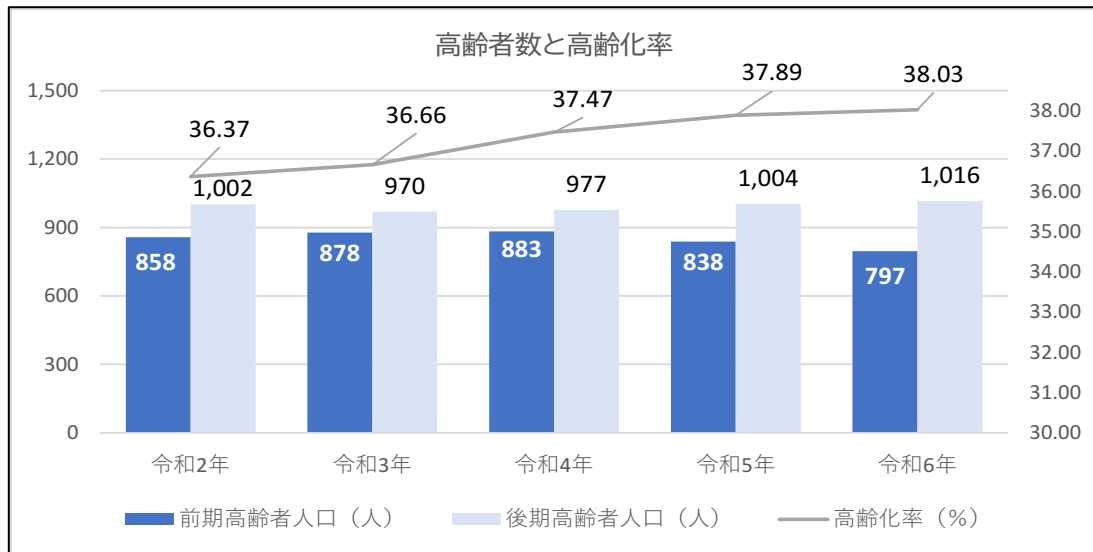
2. 地域で支援を必要とする人の現状

(1) 高齢者を取り巻く現状

① 高齢者数と高齢化率

本町の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合である高齢化率は、令和6年3月末現在38.03%です。高齢化が進む中、前期高齢者は減少傾向にあり、後期高齢者は増加傾向にあります。

(単位：人、%)



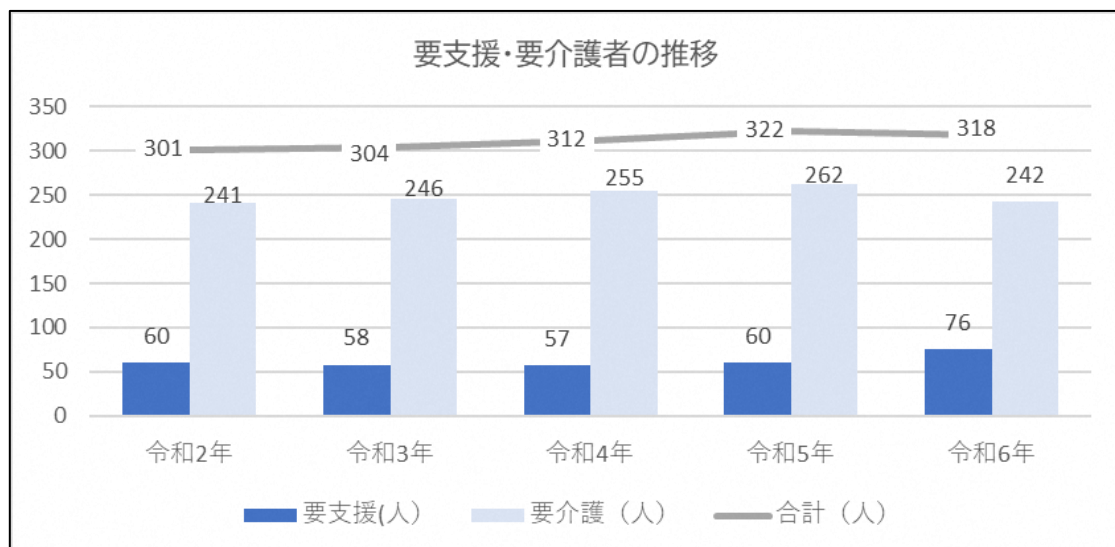
出典：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

② 要支援・要介護者の推移

要支援・要介護者の推移は、年度により増減がありますが、令和6年度は318人で要支援は増加し、要介護者は減少しています。

(単位：人)

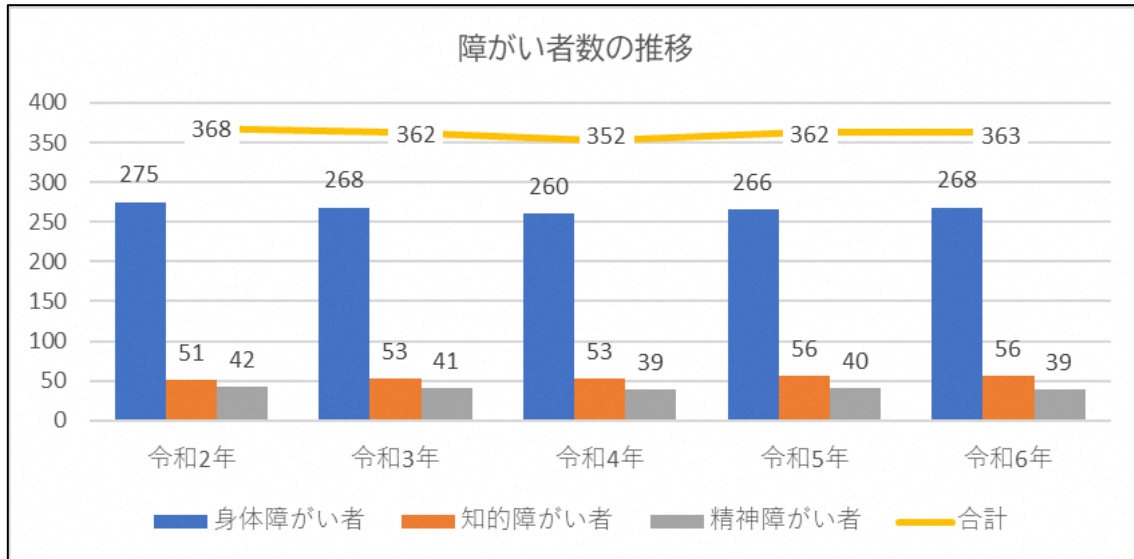


出典：福祉保健課（各年9月時点）

（２）障がい者数の推移

障がい者は令和6年3月末現在で、身体障害者手帳の交付者が268人、療育手帳の交付者が56人、精神障害者手帳の交付者が39人、合計363人となっており、総人口に占める割合は、7.6%となっています。

(単位：人)



出典：福祉保健課（各年3月31日現在）

（３）生活保護受給者を取り巻く現状

生活保護受給者は、令和2年以降若干減少しましたが、令和4年以降受給者数及び世帯数ともに微増傾向にあります。

(下段 単位：人)

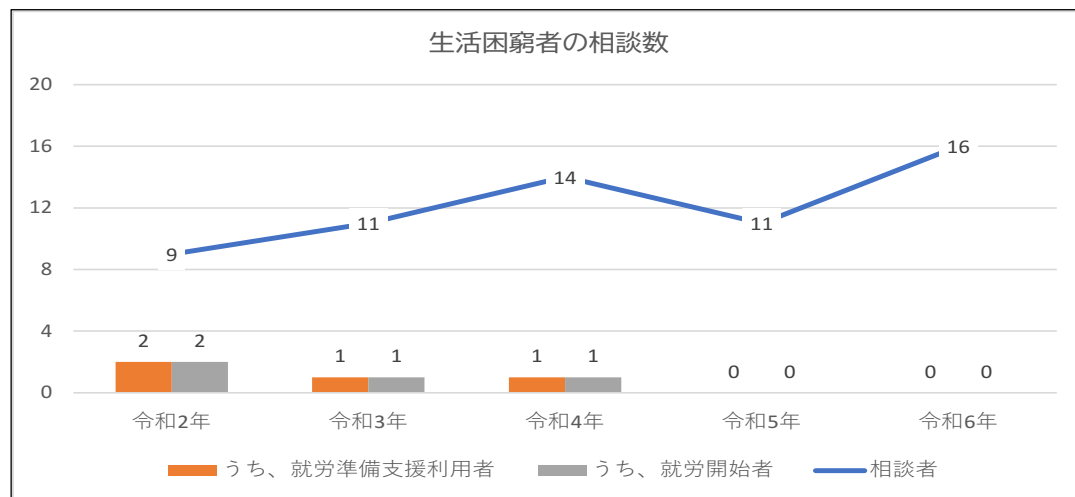
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護受給者世帯	31	29	29	32	33
生活保護受給者	40	37	37	41	44

出典：福祉保健課（各年3月31日現在）

(4) 生活困窮者の相談数

本町では、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある生活困窮者に対し、生活や就労に関する相談や困りごとの解決に向けての必要な支援を行うとともに、一般就労への移行が困難な生活困窮者及び被保険者に対し、就労に向けた訓練を実施する等、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

(単位：人)



出典：福祉保健課（各年3月31日現在）

3. 町内施設の状況

(1) 老人福祉・保健施設

本町には、老人福祉施設関係として特別養護老人ホームが2箇所、老人デイサービスセンターが4箇所、グループホームが3箇所、包括支援センターが1箇所、保健センターが1箇所、居宅介護支援事業所が5箇所あります。

区 分		施設数合計	(単位：箇所)
種 別	特別養護老人ホーム	2	
	養護老人ホーム	0	
	デイサービスセンター	3	
	地域福祉相談センター	0	
	グループホーム	3	
	介護老人保健施設	0	
	介護医療院	0	
	通所リハビリテーション	0	
	包括支援センター	1	
	保健センター	1	
	居宅介護支援事業所	5	

出典：福祉保健課（令和6年4月1日現在）

（２）障がい児福祉施設・児童福祉施設

本町には、障がい児福祉施設として児童通所施設が2箇所あります。

また、児童福祉施設として児童養護施設が1箇所、保育園が2箇所、認定こども園が1箇所あります。

（３）障がい者支援施設

本町における障がい者支援施設の状況は以下のとおりです。

区 分		施設数合計	(単位：箇所)
種 別	居宅介護（ホームヘルプ）	0	
	重度訪問介護	0	
	行動援護	0	
	同行援護	0	
	療養介護	0	
	生活介護	1	
	短期入所	1	
	施設入所支援	1	
	自立訓練（機能訓練）	0	
	自立訓練（生活訓練）	0	
	就労移行支援	0	
	就労継続支援A型	0	
	就労継続支援B型	2	
	共同生活援助（グループホーム）	0	
	計画相談支援	1	
	地域相談支援（地域移行・地域密着）	1	

出典：福祉保健課（令和6年4月1現在）

4. 地域活動の状況

（１）老人クラブ（さんさんクラブ）の状況

本町には、町内に14の老人クラブ（さんさんクラブ）があり、自らの教養を高め健康増進や社会奉仕に努めるとともに、余暇を利用して趣味や娯楽を楽しみ、より豊かな生活を送るため、それぞれ地域の実情にあった活動を行っています。

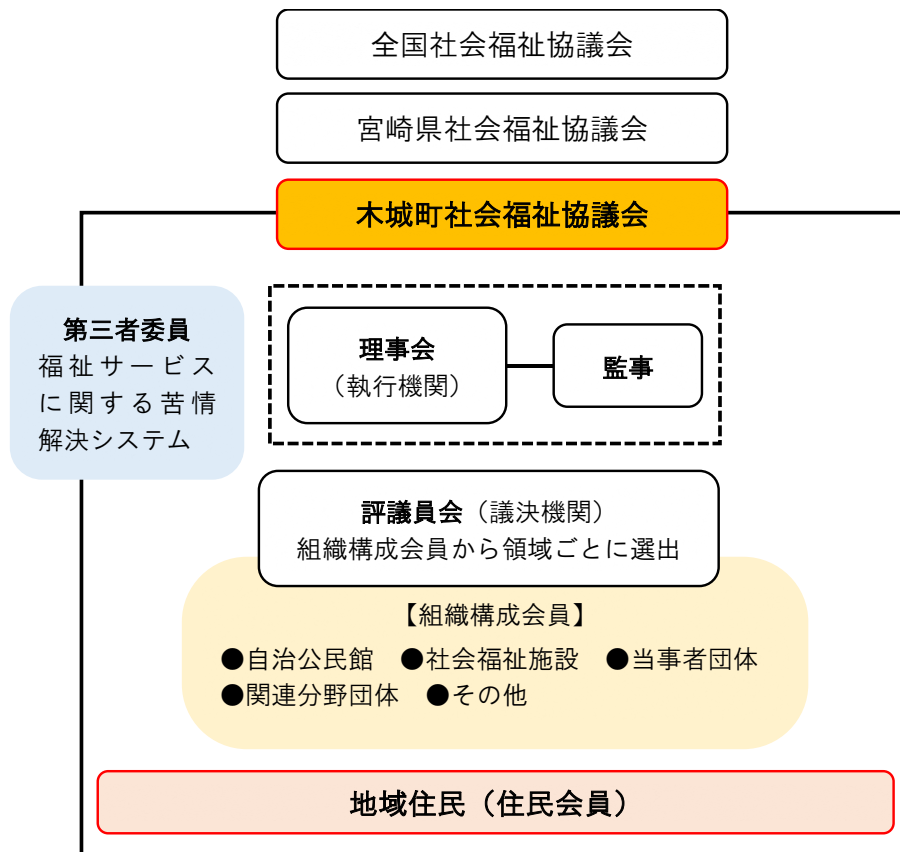
（２）町社協の状況

町社協は、福祉サービスの企画・実施や地域福祉活動、ボランティア活動等を推進する社会福祉法第109条で定められた住民主体の福祉団体であり、地域で暮らす住民や福祉、保健、医療、教育の関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する様々な専門家、団体機関によって構成されています。

公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、また地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

制度の狭間にある福祉課題や社会的支援を必要とする人々への対応、地域の福祉ニーズの解決に向けて、小地域での見守りによる支え合いネットワーク事業・サロン活動の推進・ボランティアの育成等、行政とのパートナーシップにより、地域住民や地域のあらゆる団体とが協働した、「福祉コミュニティづくり」と「地域に根ざした支援体制づくり」を進めています。

【社会福祉協議会組織図】



【事業概要】

分類	事業の概要	事業内容
地域福祉活動の推進	社協会員制度	「住みよい福祉の町づくり」の活動に参加いただくひとつの形です。社協会員となって納めていただく会費は、地域で支えあいを広げるための活動に必要な財源となります。
	日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神障がい等で、判断能力に不安がある方に福祉サービスの利用援助や手続きの代行、日常的な金銭管理、証書類等の預かりを行います。
	生活福祉資金・たすけあい金庫貸付事業	低所得者、高齢者または身体障がい者の世帯を対象に、目的に応じて必要な資金をご利用いただけます。
	日本赤十字社活動資金	日本赤十字社「赤十字会員」増強運動（5/1～5/31） 日本赤十字社を通し、寄付金により国内外の災害救護活動・人道支援・ボランティア活動等が行われています。町内では災害義援金受付、木城町赤十字奉仕団活動等を行っています。
	赤い羽根共同募金	赤い羽根共同募金助成事業（10/1～3/31） 赤い羽根共同募金助成金を財源とし、地域福祉活動に取り組んでいる福祉団体、ボランティアグループ等を応援する活動を行います。
	歳末たすけあい事業	歳末たすけあい募金（12/1～31） 歳末たすけあい募金を財源として、支援を必要とする方を対象に、住民や地域の様々な機関・団体と協力して福祉活動を行います。
	住民参加型在宅福祉サービス団体への援助	
在宅福祉サービス事業	福祉器具貸出	高齢者や身体に障がいのある方、一時的に病気・けがをされた方等の在宅での日常生活支援のため、車いす・ベッド・ポータブルトイレ等の貸出を行います。介護保険等の制度が優先されます。
当事者組織への運営支援	各種当事者団体の事務局業務	
ボランティアセンター事業	各種講座の開催	
	ボランティア派遣の需要調整	
	ボランティアグループの育成、活動支援	
	ボランティア保険の受付	
福祉教育の推進	学校や地域での体験学習の支援等を通し、福祉への理解を深めるきっかけをつくります。	

分類	事業の概要	事業内容
広報啓発事業	広報紙の定期発行（年3回）ホームページやSNSの活用	
	ボランティア・地域活動啓発事業（講演会等の開催）	
介護保険関連事業	居宅介護支援事業（ケアプラン作成）	
	通所介護（デイサービス）	

※その他事業：総合相談・児童館・放課後児童クラブ・外出支援サービス・家族介護交流 等

（3）民生委員・児童委員の状況

令和6年11月現在、本町内では民生委員・児童委員兼務13名、主任児童委員2名が活動しています。

民生委員・児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする方の生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供、社会福祉を目的とする事業の経営者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援する一方、福祉事務所や関係行政機関の業務に協力する等の活動を行なっています。

民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関わる問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は、児童福祉・教育関係機関・施設等との連絡、区域担当児童委員への援助活動、要援護児童・家庭への援助等の活動を行なっています。



5. その他、様々な団体の活動の状況

町社協に登録されているボランティアは、令和6年4月1日現在、483人です。

今日、ボランティア、ボランティア団体・グループは様々な分野で活動し、社会的にも大きな役割を担っています。ボランティア活動による生きがいづくりや福祉のまちづくり推進の役割が期待されています。

ボランティアの相談や調整、情報の発信等支援窓口として、町社協にボランティアセンターが設置され、ボランティアコーディネーターが配置されています。

今後も、さらに地域福祉の担い手であるボランティアの支援を行い、地域が一体となり災害時にも強い福祉コミュニティづくりを推進することが重要となっています。

【ボランティアセンターに登録されているグループ】

グループ名	主な活動場所 等	活動内容
木城町民生委員・児童委員協議会	木城町内	民生委員・児童委員活動にかかる連絡調整、知識の向上、環境美化
木城町更生保護女性会	木城町内	更生施設への援助、青少年健全育成。小学校入学時、中学校卒業時にプレゼント。環境美化
児湯地区保護司会 木城支部	木城町内	非行のある少年の更生、犯罪予防を図るための啓発
日赤奉仕団 木城支部	木城町内	環境美化、交通安全、青少年育成、地域活性化、災害援助
木城町女性防火クラブ	木城町内	安全で住み良い地域社会と、地域住民との構築を目的とする。環境美化
木城町少年消防クラブ（BFC）	木城町内	地域における防火、防災思想の普及。防災標語・ポスター、交通安全パレード
木城町食生活改善推進協議会	木城町内	食を通じた健康づくり
JA 児湯女性部 木城支部かまど会	木城町内	高齢者を対象としたボランティア、全員ヘルパー 2 級取得済。環境美化
絵本読み聞かせ 「虹の会」	児湯・西都管内の公民館、保育園、児童館	各施設の児童を対象にした読み聞かせ。環境美化
うたの宅急便	県内	施設を訪問し、芸能・演奏を主としたボランティア活動

【高齢者関連】

グループ名	主な活動場所 等	活動内容
木城町さんさんクラブ連合会	木城町内	高齢者の生きがいや健康づくり活動、地域を豊かにする社会活動。環境美化

【障がい者関連】

グループ名	活動日・主な活動場所 等	活動内容
手話サークル 「もくもく」	毎週木曜日、福祉センター内で、手話講習	手話を言語として意思疎通を図る。環境美化

6. 第2期計画の事業評価

第2期計画では、住民一人ひとりが住民福祉の大切さを自覚し、日々の生活を意識した生活を送り、安心して暮らせるまちづくりを目指し、5つの分野ごとに指標・目標を掲げて、住民、関係団体等とともに取り組んできました。

今回、第2期計画の終了にあたり、各事業について「推進度」「利用状況把握度」「達成度」をA～Eの5段階で評価を行い、事業の進捗状況を把握し、第3期計画に反映させていきます。

(1) 全体評価

① 評価基準

判定	推進度	利用状況把握度	達成度
A	十分に推進されている。	十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている。	十分に達成されている。
B	概ね推進されている。	概ね利用状況は把握できているが、その内容が整理されていない。	概ね達成されている。
C	あまり推進されていない。	あまり利用状況の把握はできていない。	あまり達成されていない
D	推進していない。	利用状況の把握ができない。もしくは利用されているが把握していない。	推進もしくは実施されているが、現在達成していない。
E	完了、中止、廃止。	完了、中止、廃止。	完了、中止、廃止。

◆A.B.C.Dの判断基準◆

A：令和5年度時点で、100%推進・達成・把握確認しており、今後も施策推進の維持を図る

B：令和5年度時点で、概ね70～90%推進・達成・把握確認しており、5年の計画期間にA:100%を目指す

C：令和5年度時点で、20～50%の推進・達成・把握確認で、計画期間にBやAを目指す

D：令和5年度時点で、未推進、或いは推進度・利用把握度はBだが、C又はそれ以下の達成・把握確認である

◆総合評価判定基準◆

A	・3 評価の全てにおいて A 判定である。
B	・3 評価のうち、2 つ以上が A 判定である。 ・3 評価のうち、1 つが A 判定であり、かつ残り 2 つは B 判定である。 ・全てにおいて B 判定である。
C	・3 評価のうち、2 つ以上が B 判定以上である。 ・3 評価のうち、1 つが A 判定もしくは B 判定であり、かつ残り 2 つは C 判定である ・全てにおいて C 判定である。
D	・3 評価のうち、2 つ以上が C 判定以上である。
E	・事業中止もしくは事業廃止されている

② 評価結果

全体は 85 事業のうち、A 評価 12 事業 14.1%、B 評価 37 事業 43.5%、C 評価 35 事業、D 事業 0 事業 0.0%、E 評価 1 事業 1.2%です。A 評価と B 評価の合計は 49 事業 57.6%です。

基本目標 1「人づくり・意識づくり（主体的に参加する人づくり）」は、15 事業のうち B 評価が 9 事業 60.0%です。

基本目標 2「地域住民による地域支え合いの推進（連携・ネットワークの仕組みづくり）」は、12 事業のうち C 評価が 5 事業 41.7%です。

基本目標 3「連携による新しいサービス（誰もが地域で安全・快適に暮らすための豊かな人間関係のある町づくり）」は、17 事業のうち B 評価が 11 事業 64.7%です。

基本目標 4「関係機関の一層の連携によるセーフティーネット（権利の尊重）」は、24 事業のうち C 評価が 12 事業です。

基本目標 5「生活基盤の充実（福祉の生活環境づくり）」は、17 事業のうち C 評価が 9 事業と多くなっています。

	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価
基本目標 1	2	9	4	0	0
15 事業	13.3%	60.0%	26.7%	0.0%	0.0%
基本目標 2	4	3	5	0	0
12 事業	33.3%	25.0%	41.7%	0.0%	0.0%
基本目標 3	1	11	5	0	0
17 事業	5.9%	64.7%	29.4%	0.0%	0.0%
基本目標 4	4	8	12	0	0
24 事業	16.7%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%
基本目標 5	1	6	9	0	1
17 事業	5.9%	35.3%	52.9%	0.0%	5.9%
合計	12	37	35	0	1
	14.1%%	43.5%	41.2%	0.0%	1.2%

(2) 目標別事業評価

【基本目標1】人づくり・意識づくり(主体的に参加する人づくり)							
項目	個別事業	担当課	R3年度実績	令和4年度 中間評価	令和6年度 最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
柱の展開1 地域主体の取組の促進							
	①各種会合での地域福祉の啓発、情報提供等を行い、住民の理解促進を図る	福祉保健課	パンフの作成による配布状況 HPへの掲載更新頻度 町社協との打合せや情報交換回数	C	C	地域福祉についてのパンフレット作成やHPの掲載は未実施。各種会合に出席しての啓発や情報共有は図れている。	地域福祉全般に対するパンフレット等を作成し、住民への周知と情報提供と協力等を求める。
	②パンフレット作成及びホームページによる地域福祉の啓発、情報提供	町社協	パンフの作成による配布状況 HP掲載情報の収集、整理・集約状況	C	B	パンフレットは未作成であるが、ホームページについては開設した。	パンフレットの作成及びSNSやホームページを活用することで、多世代への周知広報活動を実施していく。
	③民生委員や老人クラブ等との連携による高齢者の見守り、声かけ実施	町社協	定例会等での情報共有、在宅訪問・実態把握、各専門機関への連絡調整	B	B	民生委員及び、老人クラブは月1回の定例会を行っており、老人クラブは友愛訪問、民生委員は個別の対応を行っている。	これからも毎月定例会を行い、情報共有と活動の支援を行う。
	④警察やPTAとの連携による小中学生の登下校時の安全見守り	教育課	登校・下校時の見守実施 (月曜～金曜) ・木城っ子安全守る隊見守り ・警察の定期的巡回	B	A	木城っ子安全守る隊・応援隊の意見交換会を実施し、情報共有を行った。	PTAやその他地域団体との連携については今後の課題である。
	⑤サロン活動会員の加入促進に向けた研修を実施	町社協	サロン活動推進委員との連携 住民への声掛けの実施	C	B	コロナ渦でサロンを縮小していたが5類感染症移行に伴い例年通り実施できるように実施回数を増やしている。	新たにサロン活動地区候補を選定し、立上げの支援、協力を行いサロン活動の充実を図り利用者の増加につなげる。
	⑥老人クラブ加入者数の増加	福祉保健課	令和元年度 431人 R6年度目標値 500人	C	C	令和6年度の加入者数は315人。 月報への会員募集の掲載や広報誌「楽老」の発行など広報をおこなっているが、新規加入が少なく、会員数は減少している。	会員減少は全国的な傾向である。今後も老人クラブの活動内容の広報を行う。
柱の展開2 生涯教育での福祉・健康づくり							
	①介護保険年齢到達時説明会、生活習慣病予防、健康づくり学習会の開催	福祉保健課	個別訪問、説明、介護予防啓発	A	A	年齢到達者へ個別訪問を行い、説明、介護予防啓発を行っている。	個別訪問を行っているため、周知啓発が徹底されている。今後も継続して啓発に努める。
柱の展開3 ボランティア活動、NPO活動等の推進							
	①ボランティア活動に参加しやすい環境・基盤の整備	福祉保健課	令和4年度より実施 町社協との連携や協議回数	C	C	必要に応じて随時協議を行っている。	ボランティアセンターとの連携により、各種活動への協働参画など、参加協力機会を増やす。
	②ボランティア・NPO活動の周知を促進するため、広報誌やホームページの充実を図る	町社協	ボランティア情報誌発行 年1回	C	B	ホームページは開設した。活動の様子等もホームページやSNSを使用し広報している。町の広報誌での広報も行っている。	ホームページおよびSNSや広報誌を活用し、周知広報活動を図る。
	③人材発掘と育成支援のため、ボランティアセンターの運営強化を図る	町社協	県下一斉ボランティア推進事業の実施 ボランティア体験月間の取組状況 手話奉仕員養成講座の開催 福祉教育実践	B	B	ボランティアの養成講座から体験事業、ボランティア活動の実施まで行っている。福祉教育の実践にも力を入れている。	福祉教育の実践は関係機関と協力しながら今後も推進していく。合わせて会員拡大に向けても、福祉教育の場を活用する。
	④ボランティア連絡協議会との連携による研修・企画の実施	町社協	定例会の実施(年6回)	B	B	ボランティア連協とは2ヶ月に1回の定例会と、年1回の研修会を行っている。	常に新しい情報をキャッチし、ボランティア連協の活動に取り入れていきたい。
	⑤ボランティア登録者数の増加	福祉保健課	令和元年度 169人 令和6年度目標値 185人	C	C	令和6年度個人登録者数は144人であり、新規登録がない状況である。	登録者数の増加に向けてボランティア活動などの広報を社協と協同で実施していく。
柱の展開4 地域福祉の担い手づくり							
	①社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体との連携強化	町社協	各定例会等(月1回)での連携強化	B	B	民児協定例会は毎月、ボランティア連協の定例会は2ヶ月に1度で実施。合同研修会を開催する等、お互いに連携、協力しながら活動を行っている。	今後も定例会やボランティア活動を通して連携を強化していきたい。
柱の展開5 福祉教育の推進							
	①学校、社会福祉協議会、地域住民と連携し、ボランティア団体や地域活動団体の協力を得ながら地域の実情に応じた福祉教育を推進する	福祉保健課	学校、社会福祉協議会、各種団体との協議回数や連携状況	B	B	大学連携事業等で学校と関係団体と連携して福祉教育の推進をすることができている。	今後も各団体と連携し協力を得ながら福祉教育の推進を図る。
	②学校、ボランティア連絡協議会と連携した福祉教育体験 学習、防災防犯対策体験学習等の充実	町社協	中学生project ジュニアリーダー活動 福祉教育実践 の実施	B	B	学校やボランティア連協、老人クラブや地域住民を巻き込んで福祉教育や防災活動を展開している。	今後も各種団体及び、地域住民と連携をはかり、活動を活性化していきたい。

第2章 木城町の現状

【基本目標2】地域住民による地域支え合いの推進（連携・ネットワークの仕組みづくり）							
項目	個別事業	担当課	R3年度実績	令和4年度 中間評価	令和6年度 最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
柱の展開1 地域ネットワーク体制の充実							
	①関係機関と地域団体の連携による地域ニーズに応じた福祉サービスの提供及び地域住民の自主的な活動の支援	福祉保健課	町社協や地域団体との協議回数や連携状況	B	B	必要に応じて随時、町社協及び関係機関と協議の場を設けて連携を図っている。	今後も継続して、地域ニーズに応じたサービスの提供ができるよう連携、支援をしていく。
柱の展開2 防災見守りマップの作成							
	①自治公民館単位での作成推進	福祉保健課	令和4年度より実施マップ作成支援状況	C	C	要援護者システムを導入しており、マップ機能も搭載している。	要援護者の同意を得て、情報を精査し機能的なシステム及びマップを構築し、防災担当・自治公民館及び自主防災組織と情報共有・連携を図る。
柱の展開3 防災における取組と連携							
	①災害時要配慮情報の把握と情報伝達網の整備	包括支援センター	要配慮者の把握状況 情報伝達方法の整備状況	A	A	定期的な訪問により、要配慮者の状況を把握し、電話等により避難状況等の確認、災害時及び緊急時台帳を作成し、支援をしている。	今後も引き続き、要配慮者の情報整備を行う。 また、個別援助計画の作成についても、関係機関と連携し進める。
	②災害ボランティア養成講座の実施	町社協	養成講座の実施回数	C	C	災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を毎年行っているが、応援協力者の登録までできていない。	講座形式だけではなく、体験できる実践形式の研修も行い、協力者の登録を推進する。
	③災害ボランティアセンター設置訓練	町社協	災害復旧を想定した研修の実施	C	C	西都・児湯ブロックで災害ボランティアセンター設置訓練を実施した。職員の多くが参加し体験することができた。	町内での災害ボランティアセンター設置訓練実施には至っていない。実施に向け検討する。 市町村間での連携を強化していく。
	④避難所でのボランティア受け入れ対策の検討	町社協	災害対応マニュアル整備	C	C	災害ボランティアセンターの運営マニュアルは作成済だが、避難所でのボランティア受入はマニュアルの作成が必要。	災害ボランティアセンター運営マニュアルの充実を図る
柱の展開4 地域での防災・防犯							
	①マップをもとにした地区での見守り活動の支援	町社協	見守り活動支援状況	C	C	未着手	地域づくり活動の一環として見守り活動支援方策の検討を進める。
	②訓練、自主防災の組織化、見守り組織発足	総務財政課	自主防災組織数 令和元年度 2団体 令和6年度目標値4団体	B	A	令和5年度末における組織数が5団体となり、目標値を達成しているため。	未結成地区（公民館）への出前講座等を実施し、自主防災組織化の推進を図る。
	③行政、関係機関と連携し、地域での自主的な防災・防犯見守り体制の構築を支援	町社協	災害復旧を想定した研修の実施	C	B	自治公民館や日赤奉仕団と連携し、自主防災組織の炊き出し訓練活動を実施した。自治公民館からの依頼が増え、実施回数を増やしている。	今後も町内に有る自主防災組織及び、日赤奉仕団等と連携し、自主防災組織の支援を行う。
	④防災士取得者数の増加	総務財政課	令和元年度 63人 令和6年度目標値76人	A	A	令和5年度末における町内防災士数が78人であり、目標値を達成しているため。	町公式SNSやコスモス通信等による広報を実施し、防災士取得者数の増加を図る。
柱の展開5 見守りネットワークの推進							
	①地域包括ケアの啓発、取組の広報	福祉保健課	啓発活動、広報の実施回数	B	B	毎月の健康相談や介護予防事業、生活支援事業等において啓発を実施。	今後も継続して地域包括ケアの啓発を行う。
	②民生委員・児童委員との連携強化	福祉保健課	定例会等への出席、協議回数	A	A	毎月開催の定例会で情報共有等協議の場を設け連携強化を図っている。	今後も民生委員・児童委員と定期的に協議の場を設け連携を継続する。

第2章 木城町の現状

【基本目標3】連携による新しいサービス(誰もが地域で安全・快適に暮らすための豊かな人間関係のある町づくり)							
項目	個別事業	担当課	R3年度実績	令和4年度 中間評価	令和6年度 最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
柱の展開1 コミュニティの活性化と交流促進							
	①ふれあいいきいきサロン等への参加促進	町社協	サロン活動推進委員との連携し住民への声かけ実施	B	B	サロン推進員の研修会を通し、新規利用者の発掘推進を行っている。	サロンに参加されるすべての方を利用者や主催者などに区別せず、支援者でもあり、参加者でもある活動を行っている。
	②福祉スポーツ大会での町内各種団体の交流促進	町社協	福祉スポーツ大会開催状況 年1回	C	B	老人クラブや身体障害者等福祉団体及び、町内施設利用者等が参加して交流を行っている。コロナで自粛していた所へも声かけし参加につなげる事ができた。	レクリエーションのメニューに常に新しいものを取り入れ、参加者にたのしく過ごしていただきたい。
	③地域のイベント、交流事業への支援	町社協	大学連携事業の支援	B	B	大学との連携事業は継続して実施している。学校や地域住民とも共同し交流できる事業を行った。	多世代が交流できるイベントを計画し、コミュニティの活性に取り組む
	④子育て支援センターを拠点とした子育て教室、一般開放、親子体験教室、電話相談及び育児相談等の実施	福祉保健課	子育て教室、育児相談実施回数	B	B	活動等は周知されており、一定の利用者のリピート率は高いが、保育園等への早期入所で、利用者の減少がみられる。	出生率の低下や低年齢の保育所利用者が増えており、今後も乳児健診等に出向き利用促進を図っていく。
	⑤保育園や公共施設にて世代間交流の「あそびのひろば」開設	福祉保健課	あそびのひろば開設状況	C	B	世代間交流施設「かしのみ」の利用促進のため、開館時間の変更や広報を行い、こどもから大人まで幅広い年齢層にのびのびの場を提供できた。	不登校・引きこもり支援におけるアウトリーチへ繋がるよう、関係機関と連携を図っていく。
	⑥子育てグループ、サークルの支援	保健センター	子育てサークル実施回数	D	C	コロナ感染拡大防止のため、木っずくらぶ(両親学級)を1回のみの実施となった。両親学級時には参加数も増加傾向にあるが、コロナ感染拡大防止もあり、自主サークル推進まで至らず。	定期的に木っずくらぶを開催し、より多くの方に参加してもらえるよう、利用者の意見も取り入れながら事業を進めていく。令和6年4月に「こども家庭センター」を設置する事により、子育て支援の充実に努める。
	⑦地域サロンにて高齢者、地域住民、保護者、子どもの 交流を支援	町社協	かしのみ開設回数および利用者数 夏休み・冬休み世代間交流事業の実施 ジュニアリーダー活動の実施	B	B	かしのみと連携しながらランチや各種講座を開催した。また、福祉センターも活用し多世代が交流できる活動を実施した。	かしのみと連携を図りながら、属性を問わない交流活動を行っている。
柱の展開2 福祉課題の発見や把握のための体制づくり							
	①自治公民館ごとの懇談会等の開催	福祉保健課	懇談会の開催回数	C	C	自治公民館ごとの懇談会等を開催する体制は整備されていない。	地域担当職員により、各地区の福祉課題等を把握、支援へつなげる。
	②地域包括センター、社会福祉協議会等による総合的な相談体制の整備	福祉保健課	包括、社協との協議回数 相談支援等の連携状況	A	A	包括および社協と必要に応じて協議を随時行っており、相談支援については十分な連携が図れている。	今後も随時協議を行い、連携して相談支援を行っている。
	③民生委員・児童委員による相談体制の充実	町社協	定例会(月1回)での情報共有 個別相談対応	B	B	月1回の定例会において情報の共有や、個別支援の対応等、協力している。	行政や民間の相談機関と連携を深め、個別相談対応の強化を図っていく。
	④介護支援サポーター養成講座及び活動支援	町社協	介護支援サポーター養成数 令和6年度目標値 10人 養成講座実施に向けての準備状況	C	C	未実施。介護支援サポーターについて周知されていない為、今後の事業実施に向けて養成方法等の協議が必要である。	この事業の実施について協議が必要。
	⑤身体障がい者福祉協議会の活動支援・情報提供	町社協	定例会(月1回)の実施	B	B	毎月1回定例会を開催し、情報の共有や、活動の支援を行っている。	今後も会の活動支援に努める。
	⑥座談会等で障がい者への理解促進を図る	町社協	座談会等の実施	C	C	障害だけでなく疾患についても理解を深めてもらえるよう講演会を開催した。	講演会や交流の場づくり、広報誌やホームページ等、さまざまな方法を活用し、疾患や障害の理解、啓発に取り組む。
	⑦自治公民館加入世帯割合の増加	教育課	令和元年度 75.8% 令和6年度目標値 80%	C	B	公民館活性化支援員による推進事業を実施したが、令和6年4月現在の加入割合は、70.2%にとどまった。	地区活動の案内など、地域活動等情報の発信を実施していく。
柱の展開3 住民参加型生活支援							
	①住民参加型ポイント制度に関するニーズ調査の実施	町社協	ニーズ調査の実施状況	C	C	未実施。ニーズ調査は実施しておらず、有償ボランティア(ポイント制度)についても行政との調整ができなかった。	調査の必要性や方法についても今後の協議が必要である。
柱の展開4 交流の場・拠点づくり							
	①既存施設の空きスペースの活用、既存の共同利用施設の整備	福祉保健課	かしのみ等の活用および整備状況	B	B	世代間交流施設として、「かしのみ」を整備し活用している。	地域おこし協力隊の配置等を行い、既存施設等の活用した交流の場づくりの支援を行う。
	②福祉施設と連携し交流事業を実施	町社協	福祉施設との交流事業の実施回数	C	B	木城のふくしがつながる会を発足させ、町内の各福祉事業所との連携を図っている。	木城のふくしがつながる会の連携を強化し、地域課題に対し取り組める活動を協議し実施していく。

【基本目標4】関係機関の一層の連携によるセーフティネット(権利の尊重)							
項目	個別事業	担当課	R3年度実績	令和4年度 中間評価	令和6年度 最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
柱の展開1 総合相談・総合対応							
	①行政職員や事業所職員の接遇スキルアップを行う	福祉保健課	職員研修への参加回数	B	B	行政職員研修や担当者研修へ出席。接遇スキルアップや職務への習熟に努めている。	今後も継続して研修等積極的に参加し、職員のスキルアップに努める。
	②心配ごと相談所の充実	町社協	専門員研修への参加相談対応件数	B	B	関係機関と連携し周知した結果、相談件数の増加がみられている。	ホームページを活用した広報活動と、アウトリーチの対応を強化していく。
	③地域で認知症の人を支える仕組みづくりの支援	町社協	認知症啓発の広報回数	C	C	認知症カフェの開催や家族介護者交流事業を実施している。	地域全体での見守り活動につながる模擬訓練の実施など、啓発活動を行っていく。
	④行政と連携した認知症サポーター養成講座の実施	町社協	養成講座実施回数	C	C	未実施	行政と連携しながら、認知症サポーターの養成を行っていく。
	⑤地域に密着した情報発信、相談窓口の拠点づくり	町社協	ホームページ等の作成状況	C	B	ホームページやSNSの整備を行った。	ホームページ、SNSを活用しながら相談窓口の周知を行う。
	⑥認知症サポーター養成数の増加	福祉保健課	令和元年度 762人 令和6年度目標値850人	B	B	令和5年度790人 学校等で講座を実施し、認知症の啓発およびサポーター養成に効果をあげている。	今後も講座を継続して実施し、認知症の啓発および地域で見守りできる体制を維持していく。
柱の展開2 生活困窮者などに対する支援の充実							
	①複合的な課題の解決に向けた具体的な包括的な相談支援体制の充実	福祉保健課	包括的な相談窓口の設置	C	C	重層的支援体制の準備移行を行っており、包括的な相談窓口の設置について関係者間で協議を進めている。	重層的支援体制整備の本格移行に向けて、包括的な相談支援体制の構築を図る。
	②本人の状況に応じた支援につなぐ	福祉保健課	社協や関係課との連携体制	B	B	社協および関係機関と随時情報共有を行い、状況に応じた支援を行っている。	重層的支援体制整備の本格移行において、包括的な相談窓口を設置し、支援体制の構築を図る。
柱の展開3 地域包括ケアシステムへの地域福祉としての貢献							
	①地域ケア会議の開催	福祉保健課	地域ケア会議開催回数	A	A	月2回、地域ケア会議を開催。関係機関や専門職とケース会議を行い、適切な支援へとつなげている。	今後も継続して地域ケア会議を行い、関係機関との連携して適切な支援へとつなげていく。
	②自治公民館にて地域包括ケアの啓発・広報の実施	包括支援センター	健康相談(各地区)実施回数	A	A	毎月、各地区で健康相談を実施している。	今後も継続して各地区での健康相談を実施していく。
	③行政と連携した地域包括ケアシステムの構築と定期会議の実施	町社協	行政との協議回数	C	C	行なっていない。	多職種連携を推進する上で社協役割を明確にし、地域包括ケアシステムの構築に向けての双方協議を実施する。
柱の展開4 権利擁護の推進(権利の尊重)							
	①居宅介護支援事業所、障がい福祉施設への情報周知	福祉保健課	権利擁護の広報回数	C	A	個別相談に応じて権利擁護の支援を実施しており、広報等での周知は窓口でのパンフレット配布を行っている。	相談内容に応じた権利擁護支援ができるよう、関係機関との連携を継続していく。
	②認知症の啓発	福祉保健課	啓発活動実施回数	A	A	定期的に地区や学校等で認知症についての講習を実施している。	今後も継続して講習等の啓発活動を実施していく。
	③地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉施設と連携した権利擁護制度の発信	町社協	関係機関と連携した広報の実施回数	C	C	ホームページ等の媒体を利用した発信は行っていない。	ホームページ等を活用した情報の発信を行っていく。
	④市民後見人養成数の増加	町社協	令和元年度 0人 令和6年度目標値5人	C	C	町としての養成講座は未実施。	こゆ成年後見支援センターと連携し、町民への周知を図っていく。

第2章 木城町の現状

柱の展開5 災害時要援護支援						
①毎年1回避難行動要支援者実態調査を実施	福祉保健課	要支援者の実態調査実施状況	C	C	避難行動要支援者の実態調査については未実施。包括支援センターの訪問により実態を把握している。	要支援者の実態調査については、自主防災組織との情報共有も必要となる。
②民生委員・児童委員による要援護世帯への訪問活動実施の推進	町社協	専門機関につなぐ等の対応・支援状況	B	B	民生委員による日常的な訪問活動で災害時要援護者を訪問し実態把握している。	定例会で福祉制度や災害対応等の勉強会を実施した。引き続き、民生委員・児童委員の要援護者への訪問活動を支援していく。
③民生委員・児童委員及び自主防災組織との情報共有	福祉保健課	要援護世帯情報の共有体制の整備	C	C	要援護者システムを導入しているが、自主防災組織や民生委員との情報共有体制は整備されていない。	機能的な要援護者システムを構築し、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と情報を共有し、災害時の支援体制を整備する。
④福祉関連事業所と福祉避難所に関する連携	福祉保健課	災害時の連携体制の整備	B	B	民間施設2ヶ所を含めた5ヶ所を指定済みで、350名程収容可能である。	今後も継続して災害時に備えた連携体制を維持する。
⑤自主防災活動支援および防災訓練、福祉避難所と連携した訓練の実施	町社協	災害復旧を想定した研修の実施	C	B	自治公民館単位で自主防災訓練を実施する地区を増やしている。	行政における防災訓練や研修会等を利用し、想定訓練等に応じた連携訓練を実施する。
柱の展開6 災害ボランティアセンター						
①災害対策本部と連携したセンターの強化	町社協	災害対策本部との連携体制の整備	C	C	地区単位の防災訓練は実施しているが、災害対策本部との連絡体制は十分に整えられていない。	災害対策本部との連携を含め、訓練を通して災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行う。
②災害ボランティア支援ネットワークづくりの推進	町社協	広報の実施回数	C	C	個別の連携は有るが、ネットワークはない。	防災ボランティア運営研修を通してネットワークをつくる。
③ボランティアスタッフの人材育成	町社協	ボランティアスタッフ登録人数	C	C	ボランティアへの研修等は行なっているが、登録はできていない。	防災ボランティア運営研修等を通して登録を行なう。
④ボランティア受け入れ態勢整備および斡旋	町社協	災害対応マニュアル整備状況	C	C	災害ボランティアセンター運営マニュアルは作成している。	訓練を通して災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行う。

【基本目標5】生活基盤の充実(福祉の生活環境づくり)							
項目	個別事業	担当課	R3年度実績	令和4年度 中間評価	令和6年度 最終評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
柱の展開1 地域での(福祉施設を含む)拠点機能の充実							
	①既存の公共施設によるつどの場的な機能の検討	福祉保健課	公共施設等を利用したつどの場の実施数	C	C	世代間交流施設として、「かしのみ」を設置し、利用者の拡大に努めている。	「かしのみ」の世代間交流施設の拠点として、利用方法や活用幅を拡大し、積極的に利活用を促進する。
	②地域拠点事業の継続、拡大を図る	町社協	地域拠点事業の実施数 拡大事業数	C	C	社協を中心に住民向けのイベントや交流を実施している。	かしのみは町の事業に移管している。社協での住民向けイベントや交流事業を計画する。
	③自治公民館と連携した地域のコミュニティ活動拠点づくり	町社協	地域コミュニティ活動実施数	C	C	防災関係面では連携を進めている。	福祉教育を絡めた地域コミュニティ活動を進めたい。
	④ふれあいいきいきサロンの増加	町社協	令和元年度 16か所 令和6年度目標値20か所	C	B	コロナの第5類感染症移行後からサロン実施地区を増やしている。	サロン活動の無い地区を推進していく。
柱の展開2 移動手段・買い物等の利便性確保							
	①一人暮らし、高齢者に限らず全ての町民が買い物できるようなシステムづくりの検討	福祉保健課	課題検討、関係課との会議開催回数	C	C	現在ある支援の利用案内にとどまり、関係課との課題検討までには至っていない。	すでにある買い物支援サービスの利用状況や課題把握を関係課で共有していくことが必要。
	②生活支援サポーターによる高齢者の要望に応じた支援の検討	町社協	生活支援サポーター数	C	C	未実施	行政との検討が必要
	③乗り合いタクシーの情報提供及び制度の周知	地域政策課	広報の実施回数	A	A	必要に応じ、地域住民へ情報提供並びに制度の広報活動を行った。※令和4年度実績 広報誌での周知:1回 各種団体での広報活動:1回 地域住民へチラシ作成配布:1回	今後も引き続き制度周知のための情報提供並びに広報活動を行う。
	④外出支援サービスの充実を図るとともに 買物支援サービスの検討	町社協	外出支援登録者数 買物支援の検討会議数	B	B	石河内地区、中之又地区に利用を呼び掛けたが希望者がなく未実施の状態	買い物支援は休止、外出支援についてはインターネット等を活用し利用促進を図っていく。
	⑤座談会や会合等での各種ニーズの把握	町社協	ニーズ調査実施数	C	C	九州医療科学大学による実態調査は実施しているが、資源開発には至っていない。	ニーズ調査の検討が必要
	⑥乗り合いタクシー登録者数の増加	地域政策課	令和元年度 330人 令和6年度500人	A	B	広報誌やチラシ作成など、制度の周知活動を通じて利用登録者を増やした。また、交通安全や高齢者福祉の担当部局等との連携により、支援が必要な方へ直接呼びかけを行った。 ※登録者数:460人(R6.3末)	関係部署との連携をより深め、制度の周知と利用登録の促進を図っていく。
	⑦生活支援サービス(援助、買い物等)提供事業者数の増加	福祉保健課	令和元年度 3団体 令和6年度5団体	C	C	令和5年度 4団体 (逢・愛・合、ゆめ倶楽部、菜っ葉や、大山商店)	すでにある買い物支援サービスの利用状況や課題把握を関係課で共有していく。
柱の展開3 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進(福祉環境づくり)							
	①施策の効果的推進のためのソフト面の充実	福祉保健課	申請手続き等の見直し・簡素化などの実施状況	C	C	申請手続き等が困難な方について個別に対応しており、見直し、簡素化は未実施。	押印の廃止を実施予定。その他申請方法について、簡素化を検討していく。
	②公共施設、空間のユニバーサルデザイン化推進	環境整備課	ユニバーサルデザイン化事業実施件数	C	C	学校の新築等によりユニバーサルデザイン化が進んだが、一部の施設においては未だユニバーサルデザイン化できていない。	施設管理担当者や施設の維持管理計画等について協議し、改善が必要と思われる箇所については、積極的にユニバーサルデザイン化を推進する。
	③子どもたちへの学習として、事業所等と連携したユニバーサルデザインの講座の企画	町社協	事業所等との協議 福祉教育実践	D	E	福祉教育においてユニバーサルデザインは学んでいる。	事業所と連携しユニバーサルデザインについて学ぶ機会をつくる。
柱の展開4 医療・保健の充実							
	①住宅改修の有効性啓発及び補助金給付	福祉保健課	住宅改修補助の件数	B	B	令和5年度住宅改修実績は13件。 安全に生活するための必要な改修を実施できている。	介護認定者が安全に在宅生活が送れるよう今後も継続して補助を行っている。
	②近隣市町村と連携した医療体制の確保・充実	保健センター	検診等の委託契約数	B	B	契約数はほとんど変化はないが、がん検診等で、町内外の健診機関や医療機関、市町村と連携・情報共有しながら実施している。	今後も継続して近隣医療機関や市町村等と連携しながら、住民のニーズに応じた検診内容や実施体制など質の向上に務める。
	③保健センターでの各種健診や相談等 保健サービスの充実に向けた取組	保健センター	健診・健康相談の実施回数	B	B	健診回数はほとんど変化はないが、相談数は増加傾向である。	対象者に寄り添った支援ができるよう、個人のスキルアップだけでなく、多職種・多機関との連携を図りながら取り組む。

第3章 アンケート調査の概要

第3章 アンケート調査の概要

1. アンケート調査概要

(1) 令和6年度「木城町」地域福祉に関するアンケート調査実施概要

① 調査の目的

地域福祉計画は、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせる仕組みを、地域における支え合い、助け合いによりつくりあげていこうとする計画です。

本調査は、第2期計画の見直しにあたり、地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点等を把握し計画策定に反映させるとともに、今後の木城町の福祉行政を推進するための基礎資料とすることを目的としています。

② 調査の概要

【実施時期】

令和5年9月に調査を実施しました。

【調査対象者及び調査方法】

住民基本台帳により10歳代から80歳代までの1,200名を抽出し、プライバシー保護のために無記名方式により実施しました。

調査方法は郵送方式により、郵送配布・郵送回収としました。

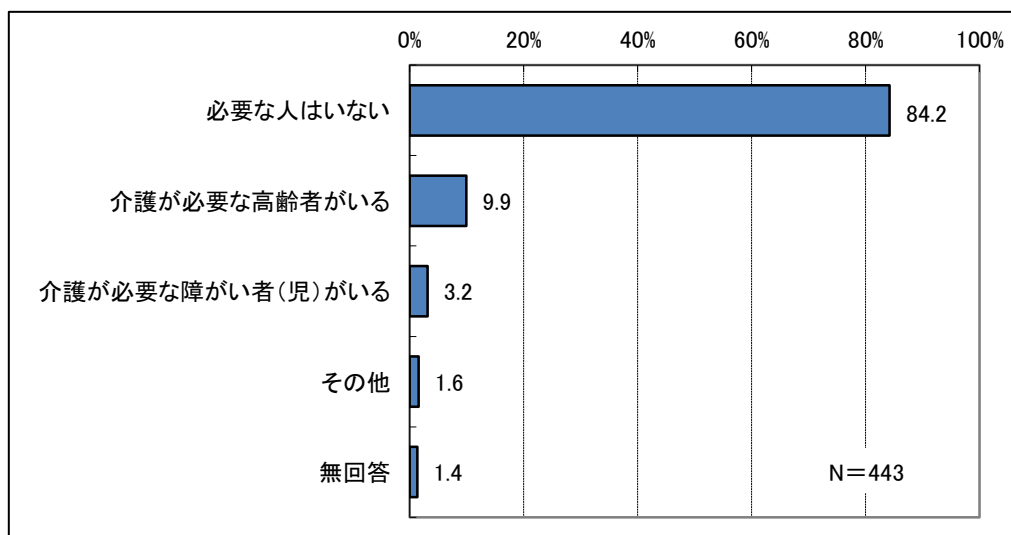
【配布数・回収数】

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
一般町民調査	1,200	443	36.9%

(2) 調査結果（抜粋）

① ご自身を含め、ご家族の中に介護が必要な人はいですか（複数回答）

全体で「必要な人はいない」の割合が最も高く 84.2%、ついで「介護が必要な高齢者がいる」9.9%、「介護が必要な障がい者（児）がいる」3.2%「その他」1.6%、となっています。



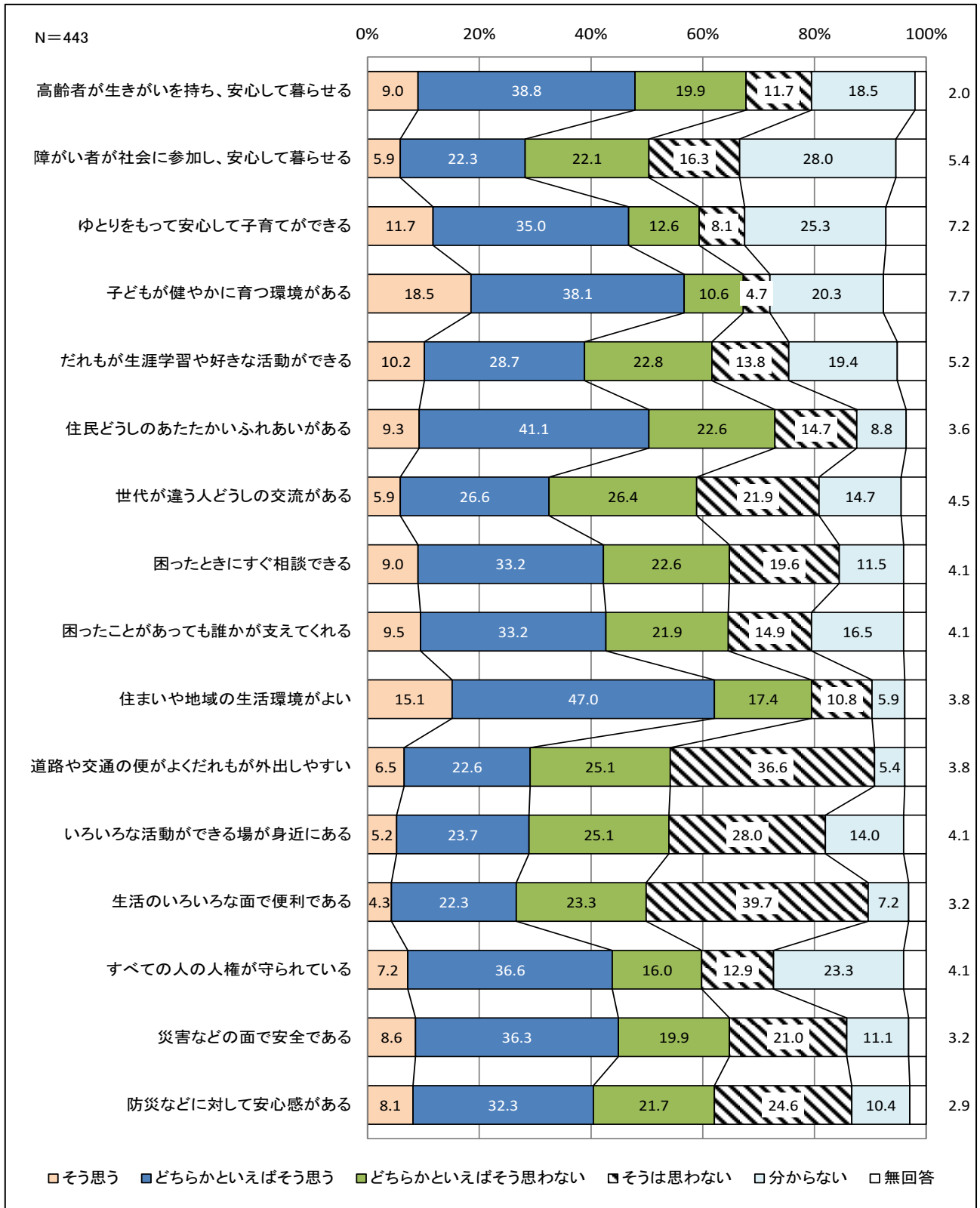
【年代別・地区別】介護が必要な家族の有無

単位: %

		調査数 (人)	必要な人 はいない	介護が必要 な高齢者	介護が必要 な障がい 者(児)	その他	無回答
【複数回答】							
全体		443人	84.2	9.9	3.2	1.6	1.4
年代	10代	2人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	18人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	35人	88.6	11.4	2.9	0.0	0.0
	40代	59人	79.7	8.5	8.5	3.4	0.0
	50代	47人	76.6	14.9	6.4	2.1	0.0
	60代	93人	81.7	14.0	2.2	2.2	0.0
	70代	122人	88.5	6.6	2.5	0.8	1.6
	80代	66人	83.3	10.6	0.0	1.5	4.5
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
地区	椎木	242人	81.4	12.0	3.7	1.7	1.7
	高城	151人	88.1	8.6	1.3	1.3	0.7
	川原	25人	92.0	4.0	4.0	0.0	0.0
	石河内	16人	75.0	6.3	12.5	6.3	0.0
	中之又	5人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	4人	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0

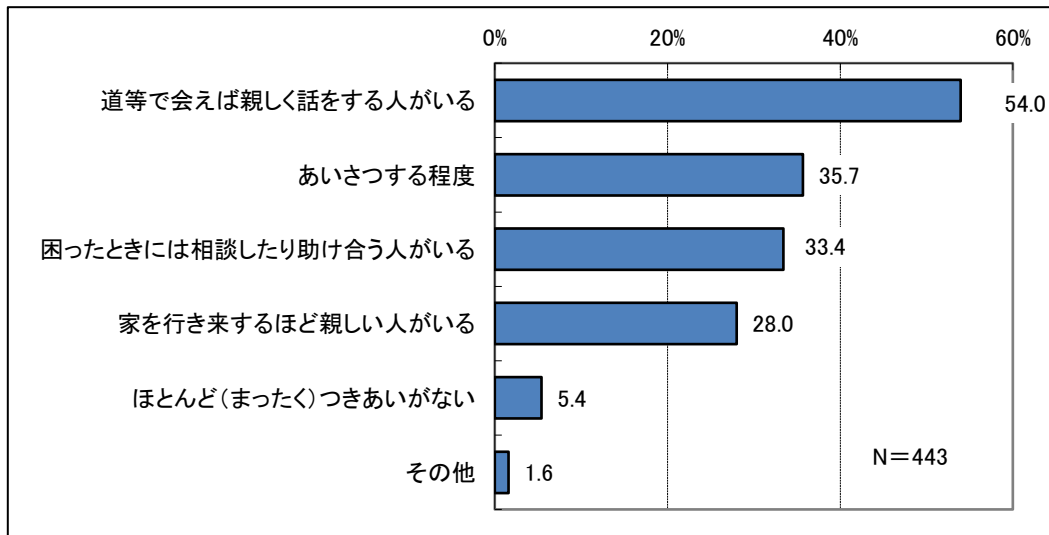
② お住まいの地域の福祉環境に関して

全体で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合が高いのは、「子どもが健やかに育つ環境がある」、「住民どうしのあたたかいふれあいがある」、「住まいや地域の生活環境がよい」で5割を超えています。



③ あなたやご家族は、近所の人とどの程度の交流がありますか（複数回答）

全体で「道等で会えば親しく話をする人がある」割合が最も高く 54.0%、ついで「あいさつする程度」35.7%、「困ったときには相談したり助け合う人がある」33.4%、「家を行き来するほど親しい人がある」28.0%、「ほとんど（まったく）つきあいがいい」5.4%となっています。



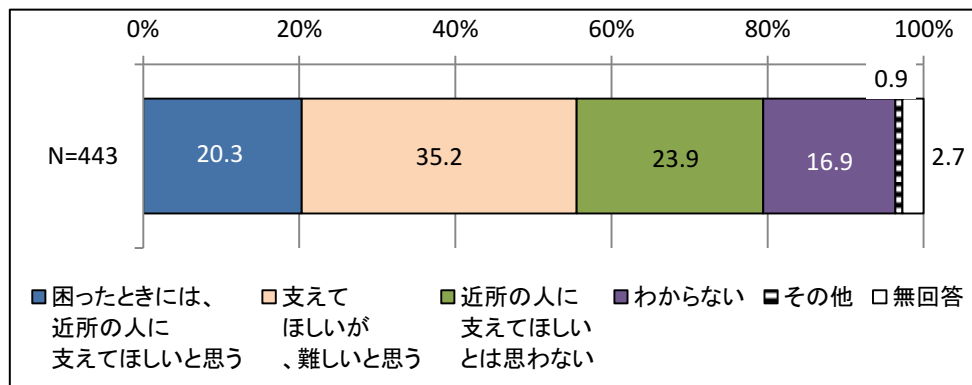
【年代別・地区別】近所の人との交流の程度

単位：%

		調査数 (人)	困り た り つ た い は あ い さ つ す る 程 度	し や い を 人 が い る 程 度	を 道 等 で 人 が い る 程 度	あ い さ つ す る 程 度	つ き あ い が な い （ ま っ た く ）	そ の 他	無 回 答
【複数回答】									
全体		443人	33.4	28.0	54.0	35.7	5.4	1.6	0.9
年代	10代	2人	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	18人	22.2	16.7	22.2	55.6	5.6	0.0	0.0
	30代	35人	20.0	2.9	51.4	40.0	8.6	2.9	0.0
	40代	59人	28.8	27.1	45.8	44.1	5.1	0.0	0.0
	50代	47人	25.5	27.7	57.4	31.9	8.5	0.0	0.0
	60代	93人	33.3	23.7	51.6	44.1	2.2	0.0	1.1
	70代	122人	41.8	34.4	58.2	27.0	7.4	3.3	0.8
	80代	66人	37.9	39.4	62.1	28.8	3.0	3.0	3.0
	無回答	1人	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地区	椎木	242人	32.6	26.0	56.2	36.4	5.0	1.2	0.4
	高城	151人	32.5	31.1	47.7	33.1	7.3	1.3	1.3
	川原	25人	24.0	20.0	68.0	48.0	0.0	8.0	0.0
	石河内	16人	56.3	31.3	56.3	31.3	6.3	0.0	6.3
	中之又	5人	60.0	40.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	4人	50.0	50.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0

④ 生活の中で困ったとき、近所の人に支えてほしいと思いますか（単数回答）

全体で「支えてほしいが、難しいと思う」割合が最も高く 35.2%、ついで「近所の人に支えてほしいとは思わない」23.9%、「困ったときには、近所の人に支えてほしいと思う」20.3%、「わからない」16.9%、「その他」0.9%となっています。



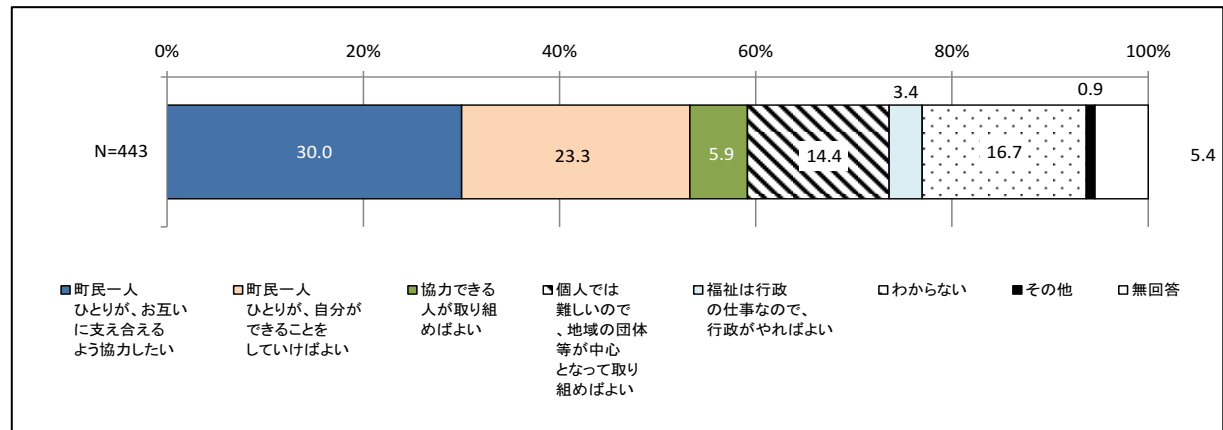
【年代別・地区別】困ったときに近所の人に支えてほしいと思うか

単位: %

	調査数（人）	困ったときには、近所の人に支えてほしいと思う	支えてほしいが、難しいと思う	近所の人に支えてほしいとは思わない	わからない	その他	無回答
全体	443人	20.3	35.2	23.9	16.9	0.9	2.7
年代	10代	2人	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	20代	18人	16.7	22.2	50.0	11.1	0.0
	30代	35人	14.3	31.4	34.3	20.0	0.0
	40代	59人	20.3	27.1	35.6	16.9	0.0
	50代	47人	27.7	21.3	21.3	27.7	2.1
	60代	93人	16.1	33.3	28.0	17.2	2.2
	70代	122人	23.0	45.1	15.6	12.3	0.8
	80代	66人	19.7	42.4	12.1	18.2	0.0
	無回答	1人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地区	椎木	242人	21.9	33.1	26.0	16.5	0.4
	高城	151人	16.6	37.7	23.2	17.2	0.7
	川原	25人	24.0	36.0	12.0	24.0	4.0
	石河内	16人	18.8	43.8	25.0	6.3	6.3
	中之又	5人	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0
	無回答	4人	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0

⑤ 町民も参加して「地域で支え合う福祉」を推進していくことについてどのように思いますか（単数回答）

全体で「町民一人ひとりがお互いに支え合えるよう協力したい」割合が30.0%と最も高く、ついで「町民一人ひとりが自分ができることをしていけばよい」23.3%、「わからない」16.7%、「個人では難しいので、地域団体等が中心となって取り組めばよい」14.4%と、他は以下のとおりとなっています。



【その他】おたがいさまが自然になるといい

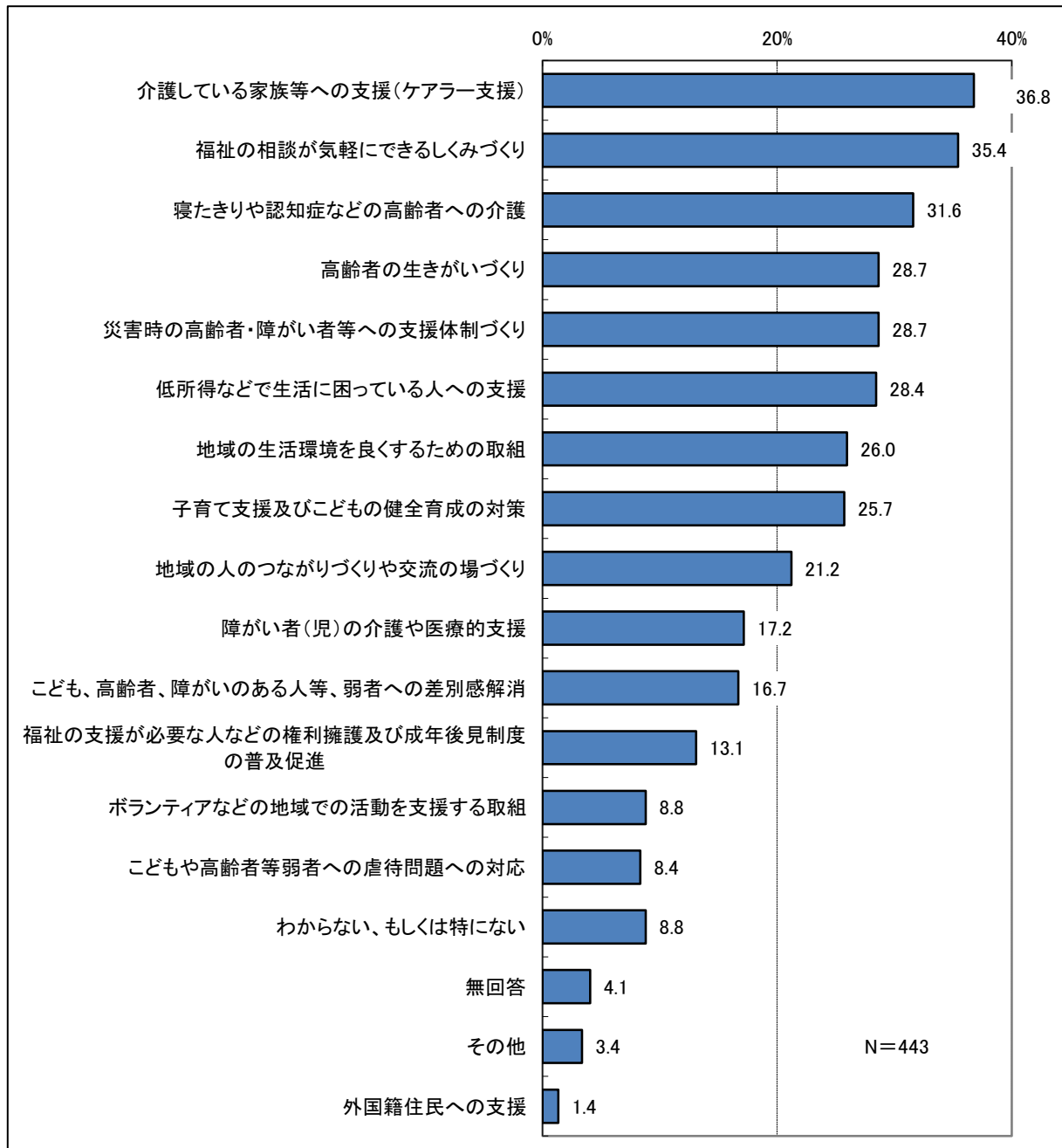
【年代別・地区別】町民も参加して「地域で支え合う福祉」を推進していくことについて

単位：%

	調査数（人）	町民一人ひとりが支え合えるよう協力したい	町民一人ひとりが自分ができることをしていけばよい	協力できる人が取り組めばよい	個人では難しいので、地域の団体等が中心となって取り組めばよい	福祉は行政の仕事なので、行政がやればよい	わからない	その他	無回答
全体	443人	30.0	23.3	5.9	14.4	3.4	16.7	0.9	5.4
年代	10代	2人	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	18人	33.3	11.1	11.1	0.0	33.3	0.0	0.0
	30代	35人	11.4	34.3	11.4	22.9	8.6	2.9	0.0
	40代	59人	27.1	22.0	6.8	23.7	6.8	11.9	1.7
	50代	47人	34.0	6.4	12.8	17.0	2.1	23.4	4.3
	60代	93人	37.6	35.5	1.1	9.7	2.2	11.8	1.1
	70代	122人	34.4	21.3	4.9	11.5	3.3	15.6	7.4
	80代	66人	21.2	18.2	4.5	13.6	1.5	24.2	16.7
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
地区	椎木	242人	28.5	29.3	5.4	14.5	3.3	15.7	2.5
	高城	151人	31.1	17.9	6.0	15.9	2.6	17.2	8.6
	川原	25人	40.0	12.0	0.0	8.0	8.0	24.0	8.0
	石河内	16人	25.0	6.3	25.0	6.3	0.0	18.8	12.5
	中之又	5人	60.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	無回答	4人	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0

⑥ 木城町において、今後おおむね5年間で、特に力を入れて取り組んでいく必要があることは何ですか（複数回答：5つまで）

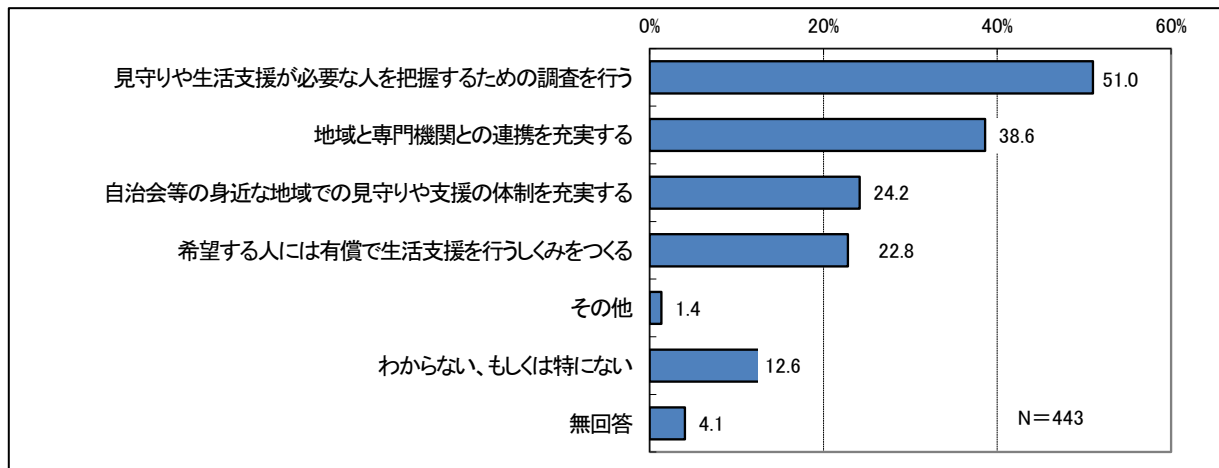
全体で「介護している家族等への支援（ケアラー支援）」の割合が36.8%と最も高く、ついで「福祉の相談が気軽にできるしくみづくり」35.4%、「寝たきりや認知症等の高齢者への介護」31.6%、「高齢者の生きがいづくり」と「災害時の高齢者・障がい者等への支援体制づくり」28.7%、「低所得等で生活に困っている人への支援」28.4%と他は以下のとおりとなっています。



【その他】木城町の自然を守る、土砂崩れ・水害への対策、公共交通機関の拡充

⑦ 日常的に見守りや生活支援が必要な人が安心して生活できるようにしていくために、特にどのような取組が必要だと思いますか（複数回答：2つまで）

全体で「見守りや生活支援が必要な人を把握するための調査を行う」の割合が51.0%と最も高く、ついで「地域と専門機関との連携を充実する」38.6%、「自治会等の身近な地域での見守りや支援の体制を充実する」24.2%と他は以下のとおりとなっています。



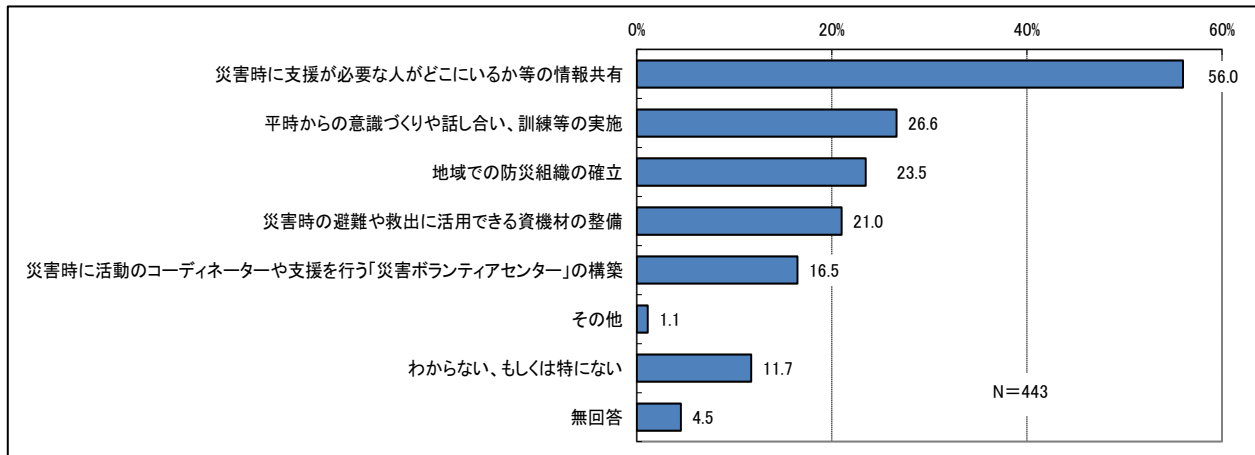
【年代別・地区別】生活支援が必要な人が安心して生活するために必要な取組み

単位：%

		調査数 (人)	見守りや生活支援が必要な人を把握する	自治会等の身近な地域での見守りや支援の体制を充実する	希望する人には有償で生活支援を行うしくみをつくる	地域と専門機関との連携を充実する	その他	わからない、もしくは特にな	無回答
【複数回答】									
全体		443人	51.0	24.2	22.8	38.6	1.4	12.6	4.1
年代	10代	2人	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	20代	18人	38.9	27.8	16.7	55.6	0.0	16.7	0.0
	30代	35人	60.0	22.9	28.6	31.4	2.9	8.6	2.9
	40代	59人	50.8	15.3	27.1	45.8	0.0	13.6	1.7
	50代	47人	55.3	25.5	23.4	61.7	0.0	4.3	2.1
	60代	93人	58.1	25.8	28.0	38.7	3.2	5.4	3.2
	70代	122人	54.1	28.7	18.0	32.0	1.6	15.6	2.5
	80代	66人	33.3	21.2	18.2	27.3	0.0	21.2	13.6
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
地区	椎木	242人	52.5	23.6	23.6	39.3	1.7	9.9	4.1
	高城	151人	51.0	22.5	21.9	39.1	1.3	14.6	4.0
	川原	25人	52.0	28.0	24.0	48.0	0.0	12.0	0.0
	石河内	16人	31.3	37.5	18.8	31.3	0.0	25.0	12.5
	中之又	5人	40.0	40.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	無回答	4人	50.0	25.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0

⑧ 災害時に地域で支え合う活動をするために、特にどのような条件づくりが必要だと思いますか（複数回答：2つまで）

全体で「災害時に支援が必要な人がどこにいるか等の情報共有」の割合が56.0%と最も高く、ついで「平時からの意識づくりや話し合い訓練等の実施」26.6%、「地域での防災組織の確立」23.5%と他は以下のとおりとなっています。



【その他】日ごろから地区の消防団との連携、一人一人をよく知ることコミュニケーション

【年代別・地区別】災害時に地域で支え合う活動のために必要な条件づくり

単位：%

		調査数（人）	災害時に支援が必要な人がどこにいるか等の情報共有	地域での防災組織の確立	災害時に活動のコーディネーターや支援を行う「災害ボランティアセンター」の構築	災害時の避難や救出に活用できる資機材の整備	平時からの意識づくりや話し合い訓練等の実施	その他	わからない、もしくは特にない	無回答
【複数回答】										
全体		443人	56.0	23.5	16.5	21.0	26.6	1.1	11.7	4.5
年代	10代	2人	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	20代	18人	50.0	33.3	11.1	38.9	27.8	0.0	11.1	0.0
	30代	35人	57.1	17.1	11.4	45.7	25.7	0.0	8.6	2.9
	40代	59人	59.3	20.3	18.6	20.3	23.7	1.7	8.5	0.0
	50代	47人	72.3	21.3	27.7	23.4	23.4	0.0	2.1	4.3
	60代	93人	59.1	29.0	23.7	20.4	25.8	3.2	8.6	2.2
	70代	122人	54.9	19.7	14.8	17.2	31.1	0.8	11.5	4.9
	80代	66人	40.9	28.8	4.5	9.1	24.2	0.0	27.3	13.6
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
地区	椎木	242人	58.3	23.6	14.9	20.7	27.7	2.1	11.6	4.1
	高城	151人	53.0	25.2	20.5	23.2	24.5	0.0	10.6	3.3
	川原	25人	60.0	12.0	20.0	16.0	24.0	0.0	20.0	4.0
	石河内	16人	50.0	18.8	6.3	12.5	37.5	0.0	12.5	18.8
	中之又	5人	40.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0
	無回答	4人	50.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0

2. 第2期計画の評価及び調査結果からの現状と課題

ここでは、第2期計画の最終評価から課題と思われる個別事業と、アンケート調査結果から現状や今後重要な課題と考えられることを考察として記載しています。

(1) 第2期計画最終評価

① 町

- 地域福祉に関する情報提供が不十分でした。
- 老人クラブ加入者が増加に至っていません。
- ボランティア活動への協働参加への環境整備が進みにくい状況です。
ボランティア新規登録者がいない状況です。
- 災害時における要援護者への支援の方法について検討が必要です。
自治公民館単位での作成を推進していますが、情報を精査し機能的なシステム及びマップを構築し、防災担当・自治公民館及び自主防災組織と情報の共有・連携をさらに図る必要があります。
- 新たな地域福祉の担い手との発掘、育成の取組が進んでいません。
- 高齢者、障がい者の社会参加の促進に向けての取組、健康づくりの推進の取組、地域の防犯体制の取組は進められています。
- ユニバーサルデザイン[※]化事業の実施について、一部の施設でできていないところがあります。

② 町社協

- 避難所でのボランティアの受け入れ対策の検討が必要です。
- 災害ボランティアの設置訓練の実施に向けた検討が必要です。
- 災害ボランティアの養成講座の実施のみならず、実践体験の研修を行い、協力者の登録が必要です。
- 認知症サポーターの養成に向けた促進が必要です。
- 誰もが気軽に立ち寄り、世間話等をして過ごすといった身近な地域での交流・仲間づくりの場としての「サロン活動」の推進が進んできました。
- 介護サービスをはじめとする介護人材が不足しています。
- 地域包括ケアシステムの町との定期会議の実施が進んでいません。
- 地域コミュニティ活動について、防災面では連携を深めていますが、今後も福祉教育に絡めて推進していきます。

※ユニバーサルデザイン：すべての人にとって使いやすく、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

(2) アンケート調査結果

● 家族で支援が必要な人がいる割合 13.1%

※今後もさらに、在宅介護でのケアラー支援（ヤングケアラー含む）の課題対応が重要になることが考えられます。

● 高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせると思う割合 47.8%

※医療・福祉・災害・防災・多岐にわたる活動の場、困ったときの誰かの支え等、高齢者には不安材料が多いと考えられます。自助だけでは難しい課題が多く、本町は互助の豊かさがあると考えられますが、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスを豊かにしていくことが、地域福祉を醸成する上で重要になると考えられます。

● 人々のつながりやかかわり

※「困ったときに相談・助け合いができる」が33.4%、「とても親しい人がいる」が28%、「道で会えば、親しく話をする人がいる」が54%でした。複数回答ではあるものの、本町は何か行動を起こすとき、互助の豊かさがあると考えられます。

しかし、超高齢社会が進展する中で、困ったときの手助けも限界があります。共助や公序の在り方も時代の変化が大きい中で、重要な課題となります。

また一方で、「生活の中で困ったとき、近所の人に支えてほしいと思いますか」という問いに対して、「支えてほしいと思う人」が20.3%、「支えてほしいが難しいと思う人」が35.2%あることから、互助が豊かであっても住民自身も対応に苦慮する課題があることがうかがえます。

● 地域で支えあう福祉の推進について

※「支えあえうよう協力したい」が30%、「自分ができることをしていけばよい」が23.3%、「協力できる人が取り組めばよい」が5.9%等、様々な意見があるものの、「災害時に支援が必要な人がどこにいるか等の情報共有」との回答が56%、「平時からの意識づくりや話し合い、訓練等の実施」が26.6%、「地域での防災組織の確立」23.5%等の回答から、支えあう地域福祉の中でも、防災についての住民意識が高いことがうかがえます。

このようなことから、福祉ニーズの複合化等、顕在化している地域における福祉活動や連携のあり方の検討が必要です。

● 今後おおむね5年間で特に力を入れて取り組んでいく必要のあることについて

※「介護している家族への支援（ケアラー支援）」が36.8%、「福祉の相談が気軽にできるしくみづくり」が35.4%、「寝たきりや認知症等の高齢者への介護」が31.6%等の回答から、地域福祉

の中でも、高齢化の進展に伴った相談体制の充実や公的福祉制度に当てはまらない要望が多くなっています。

さらに、今回の調査では、「低所得等で生活に困っている人への支援」も 28.4%あることから、生活困窮者の増加における相談体制整備等、支援が必要な人のニーズの多様化が求められていることがうかがえます。

第4章 計画の基本方針

第4章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

少子高齢・人口減少によりかつてない超高齢社会を迎える中、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、地域のみんなの助け合い、支え合いが一層重要となってきました。

こうした中、身近な地域で住民同士が支え合い交流を深め、まごころと思いやりの心を持ち、一人ひとりが地域の課題を我が事として受け止め、地域ぐるみで課題を解決していくことが求められています。悩みを誰にも相談できず孤立する人をなくすよう、誰もが自分の出来る範囲で支え手となり、地域の繋がりや絆を大事にしていく必要があります。

前計画では、地域で支え合う福祉の推進の中、地域で福祉を支える力（地域福祉力）を高め、すべての人が地域で安心して暮らすことができる地域社会の形成を目指し、「みんなで創る みんなで支え合う 笑顔あふれるまち」を基本理念に推進してきました。

今後、さらに地域福祉を進めていくために、地域で暮らす誰もが自分の暮らす地域について関心を持ち、地域づくりに参加して、みんなで地域共生社会を創っていくことが重要です。

このような考え方に立ち、第2期計画の基本理念を更に推進するために、本計画では次のとおり基本理念を継承します。

みんなで創る みんなで支え合う
笑顔あふれるまち



2. 重点施策

(1) 総合的な相談支援体制の整備

制度や施策の縦割りが地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況をつくることがあります。住民の問題をそれぞれの状況に即して具体的に対応する地域福祉の現場では、地域での連携や横断的な取組が不可欠です。そこで、地域住民に身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、住民が抱える様々な相談に柔軟に対応できる仕組みをつくります。

そして、地域福祉を推進するうえでは、住民の生活支援をめざすために、対象者や分野に関わりなくすべての人の権利が尊重され、守られることが基本となります。

しかし、現実にはさまざまな差別や、こども・障がい者・高齢者等への虐待、ドメスティック・バイオレンス※、高齢者や判断能力が十分ではない人等の消費者被害等、権利が侵害されている事例が増えてきているのが実情です。誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、権利擁護について地域と行政とが連携して支援します。

また、困っていても誰かに助けを求めたり、関係機関等に相談に行ったりすることができない人もいます。そうした人たちの現状をよく理解し、適切な支援に結びつけることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、さまざまな機会でのニーズ把握に努めます。

(2) 地域支え合い体制づくりの推進

「いのちを大切にする」地域での支え合い体制づくりの前提となるのは、身近な地域で支え合う力です。

そして、誰もが安心していきいきと暮らせる社会を地域全体でつくり、守っていくことが必要です。

また、関係団体等の個々の取組がつながることで、課題が解決できたり、より良い取組が生まれたりする等の効果が期待できます。そこで、身近な地域で関係団体等が連携し、地域の課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

そして、人や情報、事業者、さらには個々の取組等、地域福祉を支える様々な資源をつなげる人材を確保し、地域福祉のコーディネーターとして地域内で活躍してもらうことは、地域福祉を効果的・効率的に推進するうえで、非常に重要な要素となります。そこで、地域福祉に関する様々な団体の担い手育成をはじめ、多くの人が福祉について学ぶ機会を設ける等積極的な人材育成に努めます。

またこれまで、地域福祉活動を推進する役割を担う町社協や、地域の見守り役として常に住民の立場に立って活動している民生委員・児童委員等、それぞれの地域において行政と連携した取組を展開してきました。今後は、さらに連携を強化し、地域の実情にあった取組を進めるとともに、福祉事業者等とも連携を図りながら、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

※ドメスティック・バイオレンス：「domestic violence」と表記され、配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」を意味することが多く、このことを防ぐ目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は「DV 防止法」と呼ばれています。

（３）社会参加と自立支援の推進

すべての住民が安全かつ安心して生活し、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、公共施設等の生活環境の整備に努めます。

また、生きがいを持って暮らすためには、地域の資源を生かしたレクリエーションや交流イベント等を実施することにより、社会参加の場や機会を増やすことが必要です。そこで、誰もが参加しやすい条件や参加を支援する仕組みをつくります。

さらに、プロダクティブ・エイジング※の視点で、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在としていきいきと活動できるよう支援していきます。すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、こどもから高齢者まで、また障がいがある人もない人も誰もが助け合いながら、協力し合って生活する仕組みが必要です。そこで、公的な支援の対象とならない生活上のちょっとした困り事を地域内の助け合いで解決する仕組みをつくります。

あらゆる活動の源は「健康」であると言っても過言ではありません。健康づくりは、住民一人ひとりが主体的に意識を持って取り組んでいく必要があり、年々住民の健康志向も高まりつつあります。「自らの健康は自らが守る」といった健康に対する意識をさらに醸成し、体力の増強・心の健康に取り組むとともに、食を通じた健康づくりにも取り組みます。

また、介護予防を充実することで健康寿命の延伸を目指します。

（４）災害時における要配慮者支援体制の整備

地震や風水害等の災害の発生時に備え、避難等に支援を要する人に対して円滑かつ迅速な支援が行えるよう、災害時要配慮者支援マニュアルを整備し、支援を要する人の支援体制を整えていきます。

また、前計画から推進されている、地域の防犯・防災、さらに避難行動要支援者の把握等は、住民の高い関心事になっています。今後も自主防災組織の充実が必要です。そのため、防犯や防災に関する状況の整理と見守り対象者の把握のため、マップ作成を今後も推進します。

さらに、これからも普通の見守り活動にとどまるだけではなく、専門的な支援の必要な人・世帯を掘り起し、専門機関につなげる必要があります。今後も専門機関と地域住民とでの支援の検討を行う等、専門機関と地域ならではの支援体制の取組につなげていきます。



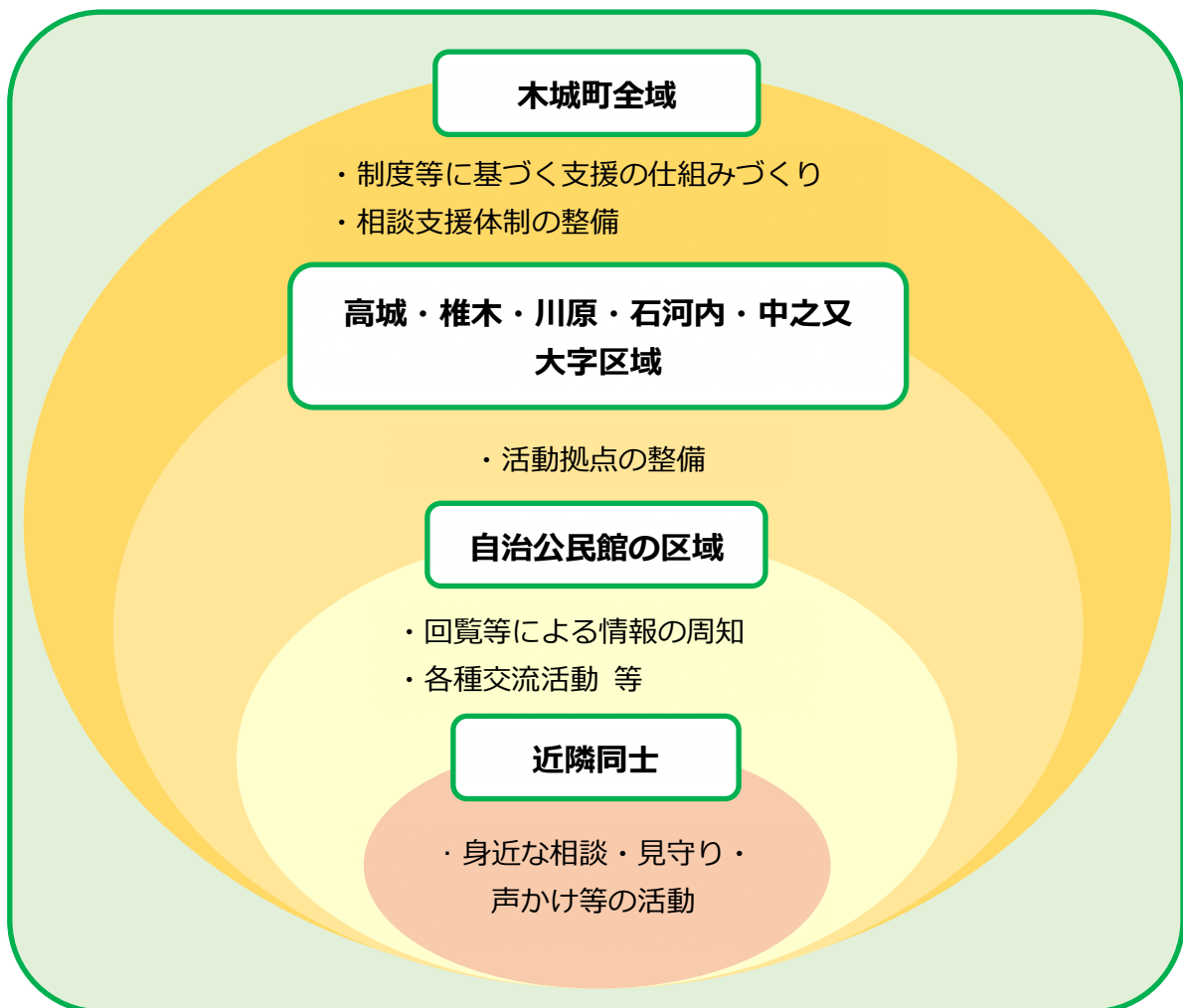
※プロダクティブ・エイジング：高齢者に自立を求めると共に、更にさまざまな生産的なものに寄与するために、積極的な社会参加が必要であるという意味が含まれている考え方です。

3. 地域福祉における地域の考え方

地域福祉を進めていく上での地域の捉え方は、地域の課題や取組の大きさにより、その時々で異なります。下記のように町全体で取り組むこと、大字区域で取り組むこと、自治公民館単位で取り組むこと等、地域を重層的に捉え、それぞれのエリアにおいて効果的な活動を図ることが重要です。

本町では、地域福祉を進めるうえでの区域を次のように考え、地域ごとの機能を明確化することで、それぞれの特性を生かした活動を展開していきます。

【地域福祉のセーフティネットの仕組み】



4. 安心・安全のネットワークづくり

本町では、「我が事、丸ごと」の考え方に基づいて、地域福祉を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築に向け、「安心・安全のネットワーク」の中で「支援力」と「受援力」を高められるように地域づくりを推進していきます。

5. 基本目標

本町では、計画の基本理念を実現するために、前計画の基本目標を継承し、次のように設定します。

（１）人づくり・意識づくり（主体的に参加する人づくり）

広報紙やホームページ、SNS を通じて福祉情報の提供や、幅広い世代にボランティア活動やNPO 活動等への参加を促す等、地域における主体的な住民活動を推進し、福祉活動を担う人材の発掘・育成を目指します。

（２）地域住民による地域支え合いの推進 （連携・ネットワークの仕組みづくり）

福祉課題は、多様化や複雑化等、重層化しており、地域での福祉を支える力（地域福祉力）を高めていくとともに、地域福祉に関わるものが今まで以上に連携を強化し、ネットワークの拡大を図り対応していくことが重要です。福祉課題はもとより大規模災害の発生に備えて、地域でお互いに助け合う仕組みづくりを目指します。

（３）連携による新しいサービス（誰もが地域で安全・快適に暮らすための豊かな人間関係のある町づくり）

誰もが住み慣れた地域で安全に快適に暮らすことができるよう、地域で発生する福祉課題の予防・発見・解決には、地域に暮らし、地域を知る住民の主体的な参加が不可欠です。地域福祉活動を支える地域での福祉意識を高め、豊かな人間関係の構築を目指します。

また、災害や犯罪から住民の生活を守るための取組を進めるとともに、快適で住みやすいまちづくりを目指して、モラルの向上やユニバーサルデザインの推進を図ります。

（４）関係機関の一層の連携によるセーフティーネット（権利の尊重）

本町では、「我が事、丸ごと」の考え方に基づいて、地域福祉を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築に向け、「安心・安全のネットワーク」の中で「支援力」と「受援力」を高められるように地域づくりを推進していきます。

（５）生活基盤の充実（福祉の生活環境づくり）

地域の中で、一人ひとりの人権が尊重され、福祉が身近なものとなるように、人権・福祉に対する意識を醸成するとともに、生活基盤となり、自立の基礎となる心身の健康づくりを促進することで、地域福祉の基礎づくりを推進します。

6. 施策体系

本計画の基本理念を推進するにあたり、以下の基本目標を基に、計画の5つの柱を展開します。

基本理念

みんなで創る みんなで支え合う 笑顔あふれるまち

- | | |
|-------------------------|--|
| <p>—— 基本目標 1</p> | <p>人づくり・意識づくり
(主体的に参加する人づくり)</p> <p>柱の展開1：地域主体の取組の促進
柱の展開2：生涯教育での福祉・健康づくり
柱の展開3：ボランティア活動・NPO活動等の推進
柱の展開4：地域福祉の担い手づくり
柱の展開5：福祉教育の推進</p> |
| <p>—— 基本目標 2</p> | <p>地域住民による地域支え合いの推進
(連携・ネットワークの仕組みづくり)</p> <p>柱の展開1：地域ネットワーク体制の充実
柱の展開2：防災見守りマップの作成
柱の展開3：防災における取組と連携
柱の展開4：地域での防災・防犯
柱の展開5：見守りネットワークの推進</p> |
| <p>—— 基本目標 3</p> | <p>連携による新しいサービス
(誰もが地域で安全・快適に暮らすための豊かな人間関係のある町づくり)</p> <p>柱の展開1：コミュニティの活性化と交流促進
柱の展開2：福祉課題の発見や把握のための体制づくり
柱の展開3：住民参加型生活支援
柱の展開4：交流の場・拠点づくり</p> |
| <p>—— 基本目標 4</p> | <p>関係機関の一層の連携によるセーフティーネット
(権利の尊重)</p> <p>柱の展開1：総合相談・総合対応
柱の展開2：生活困窮者などに対する支援の充実
柱の展開3：地域包括ケアシステムへの地域福祉としての貢献
柱の展開4：権利擁護の推進（権利の尊重）
柱の展開5：災害時要援護支援
柱の展開6：災害ボランティアセンター</p> |
| <p>—— 基本目標 5</p> | <p>生活基盤の充実
(福祉の生活環境づくり)</p> <p>柱の展開1：地域での（福祉施設を含む）拠点機能の充実
柱の展開2：移動手段・買い物等の利便性確保
柱の展開3：バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進（福祉環境づくり）
柱の展開4：医療・保健の充実</p> |

第5章 計画の柱の展開

第5章 計画の柱の展開

地域住民に身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、住民が抱える様々な相談に柔軟に対応できる仕組みを前計画の柱から継承し、推進します。

基本目標1 人づくり・意識づくり（主体的に参加する人づくり）

【現状と課題】

本町では、民生委員・児童委員、PTA、老人クラブ（さんさんクラブ）等と連携し、見守り・声かけ運動を行っています。地域の絆が強く、福祉に対する意識が高い地域は、地域の福祉力が高いと言えます。そのため、今後もさらに地域の人たちが地域のことに関心を持ち、積極的に参加できるような取組を進めていく必要があります。

＜取組内容＞

柱の展開1 地域主体の取組の促進

- ・自助、互助、共助、公助で「誰もが安心充実した暮らし」を進める地域福祉についての理解をより多くの人に広げていく必要があるため、広報紙、ホームページ等による広報活動や各種会合で地域福祉の啓発、情報提供等を行い、住民の理解促進を図ります。
- ・見守り、声かけ運動等の地域の助け合いによる活動は、全ての人々にとって地域福祉を支える重要な基盤となっています。高齢者の見守り、声かけの実施は、民生委員や老人クラブ等と連携して行い、学校の登下校時の安全見守りは、警察やPTAと連携して今後取り組み、安心安全を確保します。

柱の展開2 生涯教育での福祉・健康づくり

- ・高齢化が進行する中、高齢者がいきいきとした生活を送り、保険料や給付費の負担を軽減していくため、介護保険年齢到達時（65歳）の自宅訪問や生活習慣病の予防、健康づくりに関する学習会の開催に取り組みます。

柱の展開3 ボランティア活動、NPO活動等の推進

- ・住民、事業所、団体によるボランティア活動が積極的に参加できる環境・基盤の整備を行うとともに、広報紙やホームページ等でボランティア、NPOの活動紹介や参加者の募集等広報活動の充実を図ります。

柱の展開4 地域福祉の担い手づくり

- ・町社協をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体等各種団体と連携を強化し、お互いに助け合う関係づくりを構築します。

柱の展開 5 福祉教育の推進

- ・学校や町社協、地域住民と連携し、ボランティア団体や地域活動団体等の協力を得ながら、地域の実情に応じた児童生徒向けの福祉教育を推進します。

＜町社協の役割＞

- ・地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレットの作成やホームページによる情報提供を行います。
- ・学校やボランティア連絡協議会と連携した福祉教育体験学習や防災、防犯対策体験学習等の充実を図ります。
- ・人材発掘と育成支援のためにボランティアセンターの運営強化を図ります。
- ・ボランティア連絡協議会との連携による研修・企画を実施します。
- ・サロン活動会員の加入促進に向けた研修を実施します。

＜事業所・団体等の役割＞

- ・学校、PTAと連携し、ボランティア体験・職場体験等の受け入れや交流事業等に積極的に参加します。
- ・ボランティア連絡協議会会員との情報交換等を行い、ボランティア活動への参加、各種研修への受講を呼びかけます。

＜住民＞

- ・一人ひとりが地域の担い手である意識を持ち、年齢に関係なく趣味や特技をいかしたボランティア活動や地域での世代間交流等へ積極的に参加します。

今後の取組	実施主体	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地域主体の取組の促進	協働					
生涯教育での福祉・健康づくり	行政 社協					
ボランティア活動、NPO活動等の推進	社協 協働					
地域福祉の担い手づくり	行政 協働					
福祉教育の推進	行政 協働					

＜目標指標＞

主な指標	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
老人クラブ加入者数（人）	348	350
ボランティア登録者数（人）	483	490

基本目標2 地域住民による地域支え合いの推進 (連携・ネットワークの仕組みづくり)

【現状と課題】

本町においても高齢化が進行しており、令和6年4月1日現在の高齢化が38%と65歳以上の町民の割合が3割を超えて4割近くなっています。

今後も少子高齢化や核家族化はさらに進行し、幅広いサービスや事業に対する福祉ニーズはますます増大することが予想されることから、高齢者の孤立死やこどもの虐待等を防ぐための見守り活動をはじめ、地震等の災害発生時には、公的支援活動に限界があるため、行政、町社協、関係機関、地域の団体等が連携し、効果的な活動が行えるよう協力体制の強化が必要です。

＜取組内容＞

柱の展開1 地域ネットワーク体制の充実

- ・関係機関や地域の団体が連携し、地域福祉ネットワーク体制を構築することにより、地域のニーズに応じた福祉サービスの提供、及び地域住民による自主的な活動の創造・支援を行います。

柱の展開2 防災見守りマップの作成

- ・自治公民館単位での作成を推進し、そこで築かれた情報を活かし、防災と防犯、高齢者等の見守りを含めた地域での支え合い活動につなげていきます。

柱の展開3 防災における取組と連携

- ・広域的な災害が発生した場合、消防・警察、民生委員児童委員協議会、町社協等と連携して安否確認や必要な福祉支援を行うため、自力避難が困難な災害時要配慮者情報を把握し、情報伝達網の整備に努めます。

柱の展開4 地域での防災・防犯

- ・防災見守りマップを作成することにより、平時の防災意識の向上を図り、地域での訓練や自主防災の組織化、見守り組織の発足、犯罪防止のための民生委員児童委員と連携した協力員を各地区に設置できるよう支援します。

柱の展開5 見守りネットワークの推進

- ・地域包括ケアの啓発・取組の広報を行い、民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域住民や関係機関、町全体でのネットワークを構築します。

＜町社協の役割＞

- ・災害ボランティア養成講座の実施、災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。
- ・避難所でのボランティア受け入れ対策を検討します。
- ・行政、関係機関と連携し、地域での自主的な防災・防犯見守り体制の構築を支援します。

- ・防災見守りマップの作成、マップをもとにした地区での見守り活動を支援します。

「事業所・団体等の役割」

- ・高齢者見守りネットワークや災害ボランティアセンター設置訓練、体験学習への協力を行います。

「住民」

- ・ボランティア養成講座や防災訓練、体験学習等へ参加します。
- ・地区の現状を知るために座談会や会合へ出席し、課題・解決策を住民間で協議します。

今後の取組	実施主体	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地域ネットワーク体制の充実	行政 協働					
防災見守りマップ作成の推進	行政 協働					
防災における取組と連携	行政 協働					
地域での防災・防犯	行政 協働					
見守りネットワークの推進	行政 協働					

「目標指標」

主な指標	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
防災士取得者数（人）	78	100
自主防災組織（団体）	6	16

基本目標3 連携による新しいサービス（誰もが地域で安全・快適に暮らすための豊かな人間関係のある町づくり）

【現状と課題】

近年の家庭は、生活環境が豊かになる一方で、核家族化、地域におけるつながりの希薄化により近所付き合いの苦手な人が増えています。

地域活動等を通じた交流や助け合いにより、良好な近所付き合いを築くとともに、地域が一体となって、地域の抱える生活課題の発見・改善に取り組めるような人間関係を構築することが必要です。

《取組内容》

柱の展開1 コミュニティの活性化と交流促進

- ・既存の交流活動である、ふれあいいきいきサロン等への参加、福祉スポーツ大会による町内各種団体との交流等により、希薄になりつつある地域のつながりを再確認し、コミュニティの活性化を図ります。
- ・地域の組織、団体により実施されているイベントや交流事業への支援を行います。
- ・子育て支援センターを拠点とした子育て教室、一般開放、親子体験教室、電話相談及び育児相談等を実施します。
- ・保育園及び木城世代間交流福祉館「かしのみ」やその他の公共施設で「あそびのひろば」を開設並びに子育てグループやサークルの支援を行います。

柱の展開2 福祉課題の発見や把握のための体制づくり

- ・支援を必要としながら具体的なサービスを受けていない人の課題について、早期に発見・対応するため、自治公民館ごとに懇談会等を開催し、地域とのつながりの中で助け合いができる体制を整えます。
- ・地域包括支援センター、町社協等関係機関による総合的な相談体制の整備を図り、民生委員児童委員等による相談体制の充実に努めます。

柱の展開3 住民参加型生活支援

- ・多様な支え合い活動の仕組みづくりの一環として、ボランティア団体、町社協等の関係機関と連携し、有償による活動やポイント制度を取り入れた活動を検討します。

柱の展開4 交流の場・拠点づくり

- ・地域で気軽に交流できる場として、地域にある既存施設の空きスペースを活用した新たな交流の場の確保や既存の共同利用施設の整備を行い、地域の組織、団体との連携を図ります。

《町社協の役割》

- ・住民参加型ポイント制度に関するニーズ調査を行います。
- ・地域サロン等での高齢者や地域住民と保護者やこどもとの交流を支援します。

- ・身体障がい者福祉協議会の活動支援・情報提供を行います。
- ・福祉施設と連携し、交流事業を行います。
- ・障がい者への理解促進を図ります。

《事業所・団体等の役割》

- ・事業所間、学校との連携により、教育・見守りの実現を行います。
- ・障がい関連施設での事業等を通じて、地域住民との交流を図ります。

《住民》

- ・地域でのこどもたちとの交流活動や登下校時のこどもの声かけ運動等防犯対策の工夫を行います。
- ・障がい者に対する理解を深めます。

今後の取組	実施主体	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
コミュニティの活性化と交流促進	行政 協働					
福祉課題の背景や把握のための体制づくり	協働					
住民参加型生活支援	行政 協働					
交流の場・拠点づくり	行政 協働					

《目標指標》

主な指標	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
自治公民館加入世帯の割合（％）	70.2	70

基本目標4 関係機関の一層の連携によるセーフティーネット (権利の尊重)

【現状と課題】

子育て、介護、障がい等にとどまらず、就労、教育等複雑化・多様化した課題を抱え、従来の福祉サービスの枠組みを超える支援が必要な人々が増えています。

複雑化する生活課題、福祉課題に対応するために、各種機関との連携を図り、包括的に対応・支援できる体制づくりが必要です。

＜取組内容＞

柱の展開1 総合相談・総合対応

- ・個々の相談を必要に応じた総合相談へつなぐため、行政職員や事業所職員の接遇のスキルアップを行い、住民意識の立場での対応を行います。
- ・心配ごと相談所の充実を図ります。

柱の展開2 生活困窮者等に対する支援の充実

- ・生活に困窮する人に対して、包括的な相談支援体制を充実させ、地域からの孤立や制度の狭間に陥らないよう、就労、健康、経済、家族問題等、生活困窮者の抱える多様で複合的な課題の解決に向けて、NPOや地域団体を含む官民の関係機関と連携・協力しながら、具体的な就労支援、家計相談支援、こどもの学習支援等、本人の状況に応じた支援に繋がります。

柱の展開3 地域包括ケアシステムへの地域福祉としての貢献

- ・福祉、医療、介護、地域住民が連携した取り組みを行うため、地域ケア会議を開催します。
- ・自治公民館に出向き、地域包括ケアの啓発・広報を実施し、自助、互助、公助、共助の体制づくりに向けた協議を行います。
- ・町社協と連携した地域包括ケアシステムを構築します。

柱の展開4 権利擁護の推進（権利の尊重）

- ・権利擁護の意味の理解を含めた情報周知を行うとともに、相談に対して必要に応じて関係機関と連携します。
- ・居宅介護支援事業所、障がい福祉施設へ情報周知を行い、必要に応じて連携します。

柱の展開5 災害時要援護支援

- ・避難行動要支援者実態調査を実施し、個別避難計画を策定します。
- ・民生委員・児童委員による要援護世帯の訪問活動の実施を推進します。
- ・民生委員・児童委員及び自主防災組織と情報を共有し、連携します。
- ・福祉関連事業所と福祉避難所に関する連携を行います。

柱の展開6 災害ボランティアセンター

- ・災害対策本部と連携したセンター強化と災害ボランティア支援ネットワークづくりを推進します。

《町社協の役割》

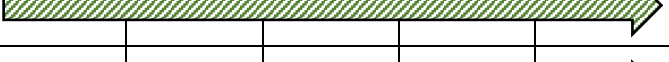
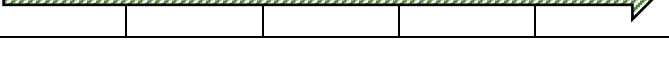
- ・認知症の啓発、地域で認知症の人を支える仕組みづくりを支援します。
- ・行政と連携した認知症サポーター養成講座を実施します。
- ・地域に密着した情報発信、相談窓口の拠点づくりを行います。
- ・行政と連携した地域包括ケアシステムの構築と定期会議を実施します。
- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉施設と連携し、権利擁護の制度についての情報を発信します。
- ・自主防災活動の支援を行い、防災訓練・福祉避難所と連携した訓練を行います。
- ・災害ボランティアセンター運営に係る事前準備を検討し、ボランティアスタッフの人材育成と確保、ボランティア受け入れの体制整備、避難所ボランティアの斡旋を行います。

《事業所・団体等の役割》

- ・認知症サポーター講座を受講し、関係者への協力依頼、必要なサービスの紹介、受診勧奨、家族への相談助言等を行います。
- ・福祉避難所としての役割を発揮し、災害時の安否確認対応、避難等の確認を行います。

《住民》

- ・認知症サポーター講座を受講し、認知症への理解を深め、地域での見守りや声かけを実施します。
- ・防災訓練等には積極的に参加します。

今後の取組	実施主体	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
総合相談・総合対応	行政 協働					
生活困窮者等に対する支援の充実	行政 協働					
地域包括ケアへの地域福祉としての貢献	行政 協働					
権利擁護の推進（権利の尊重）	行政 協働					
災害時要援護支援	行政 協働					
災害ボランティアセンター	行政 協働					

「目標指標」

主な指標	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
認知症サポーター養成数（人）	763	910
市民後見人養成数（人）	1	3

基本目標5 生活基盤の充実（福祉の生活環境づくり）

【現状と課題】

自治公民館等では、地域における様々な課題や地域コミュニティのあり方を協議検討しています。今後は、さらにひとり暮らし高齢者や障がい者（児）に限らず、全ての町民が暮らしやすい福祉の生活環境システムづくりが必要です。

「取組内容」

柱の展開1 地域での（福祉施設を含む）拠点機能の充実

- ・自治公民館単位で拠点を作っていくことが望ましいため、既存の公共施設によるつどいの場的な機能を検討します。

柱の展開2 移動手段・買い物等の利便性確保

- ・ひとり暮らし高齢者に限らず全ての町民が買い物をできるようなシステムづくりを検討します。
- ・生活支援サポーターの活動により高齢者の要望に応じた支援の検討を図ります。
- ・乗合タクシーの情報提供及び制度の周知を図ります。

柱の展開3 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進（福祉環境づくり）

- ・やさしい町づくりに関する施策の効果的な推進のため、ハード面だけでなくソフト面の充実を図ります。
- ・誰もが気軽に利用できるよう公共施設・公共空間のユニバーサルデザイン化を推進します。

柱の展開4 医療・保健の充実

- ・高齢者をはじめ、住宅内での死亡事故は全国的に多く発生しています。転倒等による健康状態の悪化を防ぐため、手すり設置、段差解消等の改修の有効性の啓発や、住宅改修・改造における補助金の交付を行います。
- ・町民が不安なく、誰でも安心した医療・保健環境のもと、生活できる地域社会が求められているため、近隣市町村と協力・連携し、今後も医療体制の確保・充実を図ります。
- ・保健センターでの各種健診や相談等、保健サービスの充実に向けた取組を行います。

「町社協の役割」

- ・地域拠点事業の継続・拡大を図ります。
- ・外出支援サービスの充実を図るとともに、買い物支援サービスを検討します。
- ・次世代を担うこどもたちへの学習として、事業所等と連携したユニバーサルデザイン講座の企画を行います。
- ・自治公民館と連携した、地域のコミュニティ拠点活動づくりを行います。
- ・座談会や会合等での各種ニーズの把握を行います。

「事業所・団体等の役割」

- ・事業所の施設の空きスペースを提供し、地域住民との交流を図ります。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れ、施設見学等を受け入れます。
- ・介護認定者に対して転倒防止を含めた、安全に生活するための必要な住宅改修、福祉用具等の提案・申請を行います。

「住民」

- ・地区での様々な課題と地域コミュニティについて協議します。
- ・必要に応じて住宅の改修を行います。
- ・生きがいづくり（世代間交流）として地域行事へ積極的に参加し、居住地域への関心を高めます。

今後の取組	実施主体	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
地域での（福祉施設を含む）拠点機能の充実	行政 協働					
移動手段・買い物等の利便性確保	協働					
バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進（福祉環境づくり）	行政 協働					
医療・保健の充実	行政 協働					

「目標指標」

主な指標	令和 6 年度（現状）	令和 11 年度（目標）
乗合タクシー登録者数（人）	460	560
ふれあいいきいきサロン（箇所）	16	16

第 6 章 成年後見制度利用促進計画

第6章 成年後見制度利用促進計画

1. 策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等判断能力が低下または不十分であるために、本人による適切な判断が出来ないことによって、権利や財産が損なわれることが無いように、当事者の権利を擁護するために設けられた制度です。

平成 12（2000）年の制度開始以降、認知症高齢者等の増加に伴いその重要性が高まる一方で、制度の複雑さや金銭的な負担等から、なかなか周知されにくい面もありました。

平成 28（2016）年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、自己決定の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の理念が尊重され、平成 29（2017）年は国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、これにより概ね令和 3（2021）年度までに「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」を定めるよう努めることと、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、成年後見制度の主な利用対象者は、「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」であり、その領域は「高齢者総合計画」で定める高齢者福祉・介護保険の分野と「障がい者福祉計画」で定める障がい者福祉の両分野にわたるため、それら両計画の上位計画にあたる「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、進行管理の効率化や横断的・重層的な支援を踏まえた施策につながることを見込みます。なお、地域福祉計画と一体的に策定していることから本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とします。

3. 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等判断能力が低下または不十分であるために、当事者の権利や財産が損なわれることが無いように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面において支援する制度であり、成年後見制度は大きく分けて法定後見制度と任意後見制度に分かれます。

（１）法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が既に低下している人に対して利用する制度です。家庭裁判所に対して、判断能力が不十分であり代理人による支援（成年後見人等）が必要である旨を申立てすることで、家庭裁判所がその状況を勘案し適する人を選任します。判断能力低下の程度により「後見」「保佐」「補助」と3つの類型に分かれており、その類型により代理人（後見人等）が行える行為の範囲が異なります。因みに、家庭裁判所に申立てが出来るのは原則として、本人及び4親等以内の親族とされています。

【法定後見制度の3類型】

区分	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が常に欠けている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
選任される代理人	後見人	保佐人	補助人

（２）任意後見制度

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、判断能力が十分あるうちに、あらかじめ自身で選んだ代理人（任意後見人）と契約を交わしておきます。

契約内容は、判断能力が低下した場合に自分に代わってしてもらいたいことを決めておきます。本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人を選任してもらいます。契約していた代理人（任意後見人）は、家庭裁判所による任意後見監督人の選任がされたのち効力が生じます。

また、代理人（任意後見人）が行うことが出来るのは、あらかじめ契約にて取り決めた事項のみです。

4. 町長申立てについて

成年後見制度では、申立てできる人は原則として、4親等内の親族とされています。

しかしながら、身寄りが無い場合や4親等内の親族は居るものの、様々な理由で申立てに協力出来ない場合、また、虐待事案等で早急に申立てが必要な場合等には、市町村長が申立てを行うことが出来ることとされています。

（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

5. 本町の現状

本町の高齢者人口は年々増加しており、それに伴って認知症を発症する人の数も増えてきています。療育手帳所持者（知的障がいのある人）数は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がいのある人）数は増加傾向ですが、知的障がいのある人の平均年齢が上昇すれば、今まで面倒を見ていた親の年齢も上がり、出来ない事も増えてきます。そのため、成年後見制度の需要はさらに高まると予想されます。

（１）成年後見制度「町長申立て」件数の推移

成年後見制度の町長申立て件数は、現在のところ少ない状況にあります。

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
高齢者町長申立て件数	2	2	0
障がい者町長申立て件数	0	0	1

出典:福祉保健課

（２）成年後見制度の利用者の推移

成年後見制度の利用者について令和３年度から令和５年度の推移をみると、後見人、保佐・補助・任意後見がそれぞれ下記のとおりとなっています。

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見 (人)	8	11	13
保佐 (人)	3	3	3
補助 (人)	0	1	2
任意後見 (人)	0	0	0

出典:宮崎県が家庭裁判所提供により作成した資料 令和５年１２月３１日現在

（３）全国の認知症高齢者の推計

各年齢の認知症有病率が一定の場合の認知症高齢者の推計を見ると、令和１７（２０３５）年には認知症高齢者の割合が２１．４％と高齢者の５人に一人が認知症となることが分かります。

区分		平成２４年 (２０１２)	平成２７年 (２０１５)	令和２年 (２０２０)	令和７年 (２０２５)	令和１２年 (２０３０)	令和１７年 (２０３５)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	人数 (万人)	462	517	602	675	744	799
	割合 (%)	15.0	15.2	16.7	18.5	20.2	21.4

出典：日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究

6. 成年後見制度の利用促進

(1) 利用者に寄り添った制度の運用

【現状と課題】

認知症等により判断能力が衰えた人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を図ることが重要です。

成年後見制度の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、尊重することでその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援、身上監護の視点が必要です。

【町の取組】

- ・制度利用者の意思決定支援・身上保護（心身・生活の状況への配慮）を重視した貢献活動が円滑に行われるよう、関係機関とともに後見人等への支援を行います。
- ・相談窓口を充実させ、関係機関との円滑な連携を図りながら、支援が必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。
- ・成年後見制度利用支援事業の周知や円滑な運用に努め、支援の必要な人が制度の利用につながるよう、成年後見制度の利用支援及び対象者の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 地域で支える体制づくり

【現状と課題】

成年後見制度の周知不足により、成年後見制度を必要としている人への支援が十分に届いていない状況があったため、権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進することを目的に、令和3年4月に西都児湯6市町で高鍋町社協内に「中核機関」となる「こゆ成年後見支援センター」を設置し、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援・権利擁護推進を図ることとしました。

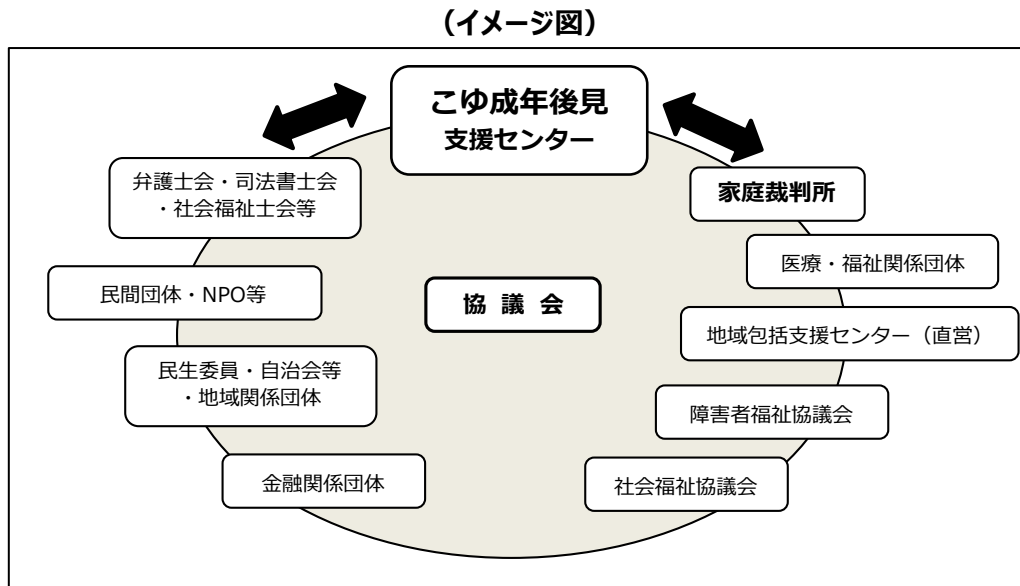
また、町民及び地域とともに、町・家庭裁判所・民間の団体等が連携協力し、制度が必要な人を利用につなげるための体制づくりや、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、その他の関係者と後見人等）、支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等による権利擁護支援のネットワーク構築が必要なことから、成年後見ネットワーク協議会こゆを整備しています。

成年後見制度が、利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

【町の取組】

- ・地域・関係機関が連携協力し、権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見に努め、速やかに必要な支援につなぎ、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制を図ります。

- ・医療・福祉・司法及び関係団体等が互いに連携し、成年後見制度の利用を促進するための「チーム」「協議会」「中核機関」で構成する成年後見ネットワーク協議会こゆを整備し、地域連携ネットワークの体制整備を推進しています。
- ・後見人等の認識不足から不正事案が生じることのないよう、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めます。



（３）制度利用促進の周知・啓発

【現状と課題】

本町では、成年後見制度について広報紙で周知していますが、十分とはいえない状況です。制度を必要とする人がいても、本人や親族が制度を知らない、理解が十分でない場合や身寄りがない、親族の協力が得られない、経済的理由等から制度利用につながらない場合があります。

成年後見制度は、高齢になっても障がいがあっても住み慣れた地域の一員として尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことができません。制度を広く周知し町民生活の中に定着させていくことが必要です。

【町の取組】

- ・制度理解を図るために、様々な広報媒体を活用し情報発信します。
- ・制度に関する意識を高め、制度利用の具体的なメリットを感じるように町民向け講座を開催します。
- ・関係機関との情報共有を図り利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期発見、早期支援に努めます。
- ・任意後見制度についても周知を図ります。

第7章 再犯防止推進計画

第7章 再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

宮崎県内の刑法犯の認知件数は、粗悪犯とその他（独占離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物破損等）以外、刑法犯認知件数は微増しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障がい者等立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

こうした中、平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には国の「再犯防止計画」が策定されました。

宮崎県では、令和2年3月「宮崎県再犯防止推進計画」を策定しています。本町としても基礎的自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することにより、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援推進を図ります。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

（1）計画の法的根拠

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止計画」として策定します。

再犯の防止等の推進に関する法律

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（2）計画の位置づけ

この計画は、地域福祉計画と一体的に作成し、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止計画」を兼ねるものとします。

3. 主な取組

(1) 保護司、更生保護女性会との連携（福祉保健課）

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っています。

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。保護司会の活動を支援し、更生保護女性会の活動に協力することにより、再犯防止の推進に努めます。

(2) 社会を明るくする運動（福祉保健課）

保護司会及び更生保護女性会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるよう、「社会を明るくする運動」を推進します。

(3) 生活困窮者自立支援（実施主体：県、連携・協力：福祉保健課、町社協）

犯罪や非行をした人に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援等各種連携・協力体制を進めます。

(4) 学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止（福祉保健課、教育委員会）

保護司と学校関係者、地区の民生委員・児童委員との連携・協力体制を進めます。

(5) 保健医療・福祉サービスの利用推進（保健センター、福祉保健課、町社協）

保健センターや地域包括支援センター、町社協、県地域生活定着支援センター等と連携し、適切な医療、福祉サービスに繋げる等地域生活への定着への支援を実施します。

(6) 薬物の乱用防止（保健センター、福祉保健課）

保健所とも連携し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”
強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

検索



出典：第74回「社会を明るくする運動」広報用ポスター（法務省）

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

本計画は、前計画からの基本理念を継承し、「みんなで創る みんなで支え合う 笑顔あふれるまち」の実現をめざして、町と町社協との連携のもと、町民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者等と連携・協働して、それぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくための総合的な指針としてその役割を担っています。計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である地域住民の主体性を最大限に尊重し、それぞれの取組を進めます。

（1）町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。一人ひとりが自分ごととして、自らの地域を知り、考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、ボランティア等の社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

（2）福祉サービス事業者等の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、町民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

（3）町社協の役割

地域福祉を推進する様々な団体により構成された町社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられ、誰一人として取り残さず安心して暮らせる地域福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、各事業を推進するにあたり、町と連携のもとSDGsの目標を意識する中で、地域共生社会の実現に向け、様々な地域の関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」としての役割を担います。

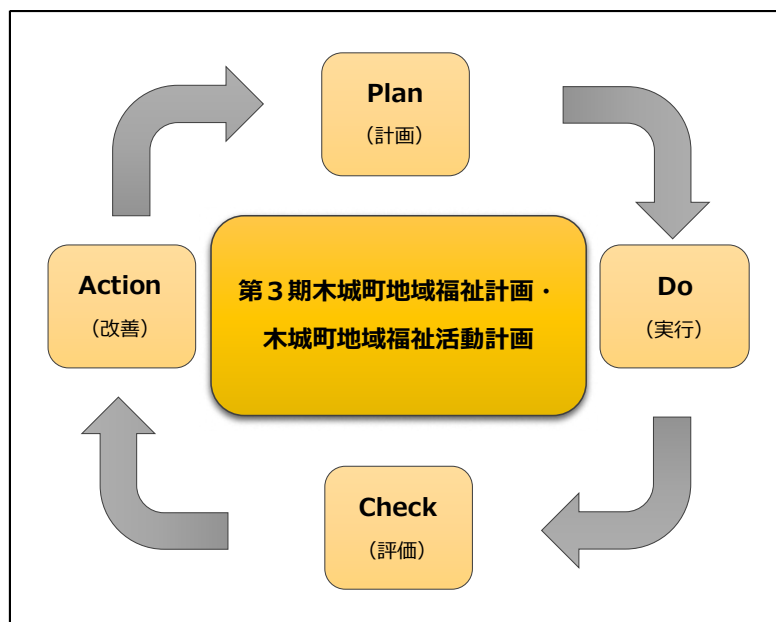
（4）町の役割

町は、町民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、町社協やボランティア団体等と相互に連携・協働して、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

2. PDCAサイクルによる評価実施

本計画に基づき、地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために、町の事業や地域活動の取組を Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことにより施策・事業を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。



3. 計画の普及・啓発活動

地域福祉計画の目指す方向性や具体的な取組について、町民や計画に関係する全ての人が共通の理解が持てるよう、広報紙やホームページを通じて、広く町民に周知し、普及に努めます。

4. 連携体制の強化

福祉分野のみならず総合的な支援が行えるよう、学校教育、社会教育、防災・防犯、コミュニティ振興、経済（商業振興）等、様々な分野における部署との連携を進めるとともに、保健所、児童相談所、警察、家庭裁判所等との連携を強化します。

また、町民・自治会や各種団体、社会福祉法人や福祉サービス事業者においても地域福祉に関する理解を高め、より多様な主体による地域福祉への参画を促進します。

5. 推進体制の強化

本町では、町社協が福祉事業の主要な担い手となっています。今後、福祉ニーズは量的に拡大し、内容も複雑・多様化していくことが見込まれます。

将来にわたって効率的で安定的な事業運営を行っていくため、既存事業の見直し・改善と新たなサービスの開発を行いながら、財源及び職員体制の強化に努めます。

資料編

資料編

1. 木城町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(令和7年1月23日設置)

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本町における地域福祉の推進に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）及び社会福祉協議会に呼びかけて、住民・民間が相互協力して策定する住民・民間の活動・行動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の両計画を策定することを目的として、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の調査・研究に関すること
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の立案に関すること
- (3) その他地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関連団体等関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員は、第2条に規定する任務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、副町長または社会福祉協議会副会長とする。副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、公表の日から施行する。
- 2 この要領は、木城町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の施行の日によりその効力を失う。

2. 木城町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員

1	副町長	萩原 一也
2	児湯福祉事務所長	芳司 俊史
3	社会福祉協議会副会長	杉 良子
4	さんさんクラブ連合会会長	西 有一郎
5	障害者福祉協議会会長	坂東 保子
6	ボランティア連絡協議会代表	西澤 久子
7	地域婦人連絡協議会代表	甲斐 恵子
8	NPO法人ふぁむ・ふぁーむ代表	渡邊 幸子
9	特別養護老人ホーム仁の里代表	谷川 房子
10	木城クリニック院長	桑迫 健二
11	木城学園PTA会長	中竹 佳奈
12	どんぐり保育園園長	倉永 慎一
13	めばえ保育園園長	岩村 みち代
14	九州医療科学大学教授	川崎 順子
15	木城町商工会会長	長友 道泰

事務局

木城町福祉保健課		
1	福祉保健課課長	西田 誠司
2	福祉保健課課長補佐	渡辺 雅洋
3	地域包括支援センター	多田 綾子
木城町社会福祉協議会		
1	社会福祉協議会事務局長	中井 諒二
2	社会福祉協議会地域福祉係長	馬場 淳也

第 3 期 木城町地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和 7 年 3 月

木城町 福祉保健課

〒884-0101

住所：宮崎県児湯郡木城町大字高城 1227-1

電話：0983-32-4733 Fax：0983-32-3440

木城町 社会福祉協議会

〒884-0102

住所：宮崎県児湯郡木城町大字椎木 2140-1

電話：0983-32-2114 Fax：0983-32-2682